

令和4年3月30日
虐待に関する制度検討委員会
委員長 濱田雄久

法・制度改正に関するアンケート調査報告

虐待に関する制度検討委員会は、令和3年、過去の法律や制度改正が子どもの虐待防止のために有益なものであったのか振り返る機会をもつべく、ジャスピカンの全会員を対象とするアンケートを行いました。

子どもの虐待防止に関し、近時、法や制度についての改正が続けられてきました。これらの改正はそれぞれにその時代の社会的課題に応えるためのものではありましたが、その趣旨が実際の制度に十分反映されたもの、現状に見合っていないもの、防止の観点では評価できても専門職の負担が増えるなどひずみが生じたものなどもあり、その評価については様々な意見があると考えられたためです。

アンケート調査は、従来、相当の労力や費用面の負担を必要とするものでしたが、今回のアンケートでは Google フォームを用いることにより、効率的・経済的にこれを行うことができました。なお回答者のプライバシーについても十分な配慮を行い、回答者のメールアドレスを集めない形でこれを行うことができました。

その結果、無効回答を除き371の回答をいただきました。回答者の職種や業務の経験年数も様々であり、多様な専門家により構成されるジャスピカンの会員に対するアンケートという趣旨に沿ったものとなりました。

アンケートは、各種の法・制度改正についての5段階評価と自由記載という構成を採用しました。前者については、結果的に各設問間において平均値、標準偏差とも大きな差異は見られませんでした。他方で自由記載欄には非常に多様で有益な内容のご意見が数多く寄せられました。総合して、今回のアンケートは大変有益なものとなったと考えています。

このアンケートでは最後にアンケート企画そのものに対する自由記述によるご意見をお聞きする欄ももうけました。ここでは、アンケートが学会員としての意見を表明する機会となったことやアンケートの設問そのものが近時の法・制度改正についてのわかりやすい取りまとめとなっているという評価などが多く寄せられました。他方で、設問の内容について、また学会のあり方といった点についてのやや厳しいご指摘もいただきました。

これらのご意見は、今後、虐待に関する制度検討委員会が調査研究を行ううえで是非参考にしたいと考えています。

アンケートの企画やとりまとめにあたっては、制度検討委員会において次ページに記載のとおり会議を行いました。

またアンケート結果の内容は添付のスライドの通りです。この内容をジャスプカン神奈川大会で発表いたしました。

あらためて、回答をいただいた皆様、検討をいただいた皆様にお礼を申し上げます。

以上

回	会議日程	会議テーマ、概要	出席者
1	2019年8月22日	児童相談所改革の課題と今後の調査研究の可能性、新旧委員の確認	濱田雄、岩佐、八木、加藤、宮里
2	2019年10月29日	専門職養成の課題と今後の調査研究の可能性	濱田雄、野田、橋本、中村、浜田真、薬師寺、八木、加藤、宮里
3	2019年12月10日	専門職に関する調査設定について各自治体の格差実態と調査可能性	濱田雄、浜田真、薬師寺、八木、加藤、宮里
4	2020年1月16日	各自治体の研修体制に関する調査研究について	濱田雄、岩佐、橋本、浜田真、薬師寺、八木、加藤、宮里
5	2020年3月2日	アンケート調査研究項目案（メール会議）	濱田雄、岩佐、中村、橋本、浜田真、薬師寺、八木、加藤、宮里
6	2020年10月20日	コロナ禍による調査研究テーマ見直し、20年間の法制度改正に関する調査研究の可能性	濱田雄、岩佐、中村、野田、橋本、薬師寺、八木、加藤、宮里
7	2020年11月12日	東西委員の共同会議の実施、20年間の法制度改正について意見交換	濱田雄、磯谷、川崎、土田、武藤、吉田、野田、橋本、八木、加藤、宮里
8	2020年12月7日	法制度改正の各分野の課題とアンケートの方法について	濱田雄、掛川、柏女、川崎、土田、武藤、吉田、野田、橋本、八木、加藤、宮里
9	2021年1月7日	法制度改正の各分野の課題とアンケートの方法について	濱田雄、掛川、柏女、川崎、土田、吉田、小林、中村、野田、橋本、峯川、薬師寺、八木、加藤、宮里
10	2021年2月4日	アンケート案の検討と各委員の役割分担	濱田雄、掛川、川崎、吉田、岩佐、小林、中村、橋本、峯川、八木、加藤、宮里
11	2021年3月3日	アンケート案の検討（各分野の項目設定）	濱田雄、磯谷、掛川、川崎、土田、武藤、吉田、小林、佐藤、橋本、峯川、薬師寺、八木、加藤、宮里
12	2021年3月31日	Googleフォーム形式でのイメージ確認と会員へのフィードバック	濱田雄、磯谷、掛川、柏女、川崎、吉田、小林、野田、橋本、峯川、薬師寺、加藤、宮里
13	2021年4月23日	5件法と自由記述欄の検討、アンケートの試行について	濱田雄、磯谷、川崎、武藤、吉田、薬師寺、八木、加藤、宮里
14	2021年5月10日	各アンケート項目と表現・表記の検討、アンケート実施までのスケジュール	濱田雄、磯谷、柏女、川崎、土田、武藤、小林、野田、橋本、薬師寺、八木、加藤、宮里
15	2021年5月15日	Googleフォームアンケート設定の確認（事務局）	濱田雄、加藤、宮里
16	2021年9月7日	アンケート結果の見解、分析、抄録案	
17	2021年10月1日	アンケート結果の見解、分析、大会での発表、報告書の作成	濱田雄、磯谷、柏女、川崎、土田、武藤、吉田、野田、峯川、薬師寺、八木、加藤、宮里
18	2021年10月15日	大会での発表内容の確認	濱田雄、柏女、武藤、野田、峯川、薬師寺、八木、加藤、宮里
19	2021年11月8日	大会での発表内容の確認	濱田雄、川崎、武藤、野田、橋本、峯川、薬師寺、八木、加藤、宮里
20	2021年11月23日	大会での発表内容の確認	濱田雄、磯谷、柏女、小林、川崎、武藤、野田、峯川、薬師寺、加藤、宮里

大会企画シンポジウム
児童虐待防止制度の20年を振り返る

(会員へのアンケート結果を踏まえて)

ジャスパン・虐待に関する制度検討委員会
(委員長 濱田雄久)

**日本子ども虐待防止学会
第27回学術集会かながわ大会
COI開示**

発表者・座長：濱田雄久（弁護士）

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

目的

- 児童虐待防止法制定から20年が経過
- 法や制度についての様々な改正
- これらの改正の中で評価について意見が分かれるものがある
- 会員の過去の法・制度の改正に対するとらえ方について検討

制度検討委員会の本アンケートまでの会議経過

回	会議日程	会議テーマ、概要	参加委員数
1	2019年8月22日	児童相談所改革の課題と今後の調査研究の可能性、新旧委員の確認	5
2	2019年10月29日	専門職養成の課題と今後の調査研究の可能性	9
3	2019年12月10日	専門職に関する調査設定について各自治体の格差実態と調査可能性	6
4	2020年1月16日	各自治体の研修体制に関する調査研究について	8
5	2020年3月2日	アンケート調査研究項目案（メール会議）	9
6	2020年10月20日	コロナ禍による調査研究テーマ見直し、20年間の法制度改正に関する調査研究の可能性	9
7	2020年11月12日	東西委員の共同会議の実施、20年間の法制度改正について意見交換	11
8	2020年12月7日	法制度改正の各分野の課題とアンケートの方法について	12
9	2021年1月7日	法制度改正の各分野の課題とアンケートの方法について	15
10	2021年2月4日	アンケート案の検討と各委員の役割分担	12
11	2021年3月3日	アンケート案の検討（各分野の項目設定）	15
12	2021年3月31日	Googleフォーム形式でのイメージ確認と会員へのフィードバック	13
13	2021年4月23日	5件法と自由記述欄の検討、アンケートの試行について	9
14	2021年5月10日	各アンケート項目と表現・表記の検討、アンケート実施までのスケジュール	13
15	2021年5月15日	Googleフォームアンケート設定の確認（事務局）	3
16	2021年9月7日	アンケート結果の見解、分析、抄録案	
17	2021年10月1日	アンケート結果の見解、分析、大会での発表、報告書の作成	13
18	2021年10月15日	大会での発表内容の確認	9
19	2021年11月8日	大会での発表内容の確認	10
20	2021年11月23日	大会での発表内容の確認	11

- 2019年より審議を開始し、具体的な法改正の見直しについてのアンケートに至るまでには、2020年10月20日から1年間で15回のズーム会議を実施した。
- 参加委員の意見を経て、アンケート項目の意見を提出し、決定をしていった。

調査方法・結果

【方法】

ズーム会議にて委員の参加を得て、項目を検討した。
ジャस्पカン理事会での承認を得たのち、調査を実施した。
なお、個人情報保護を遵守する点についてはアンケートでも触れた。

全JaSPCAN会員に対するグーグルフォームによるアンケート
調査を実施（2021年6月29日～7月23日）
（ジャस्पカン事務局の協力を得た）

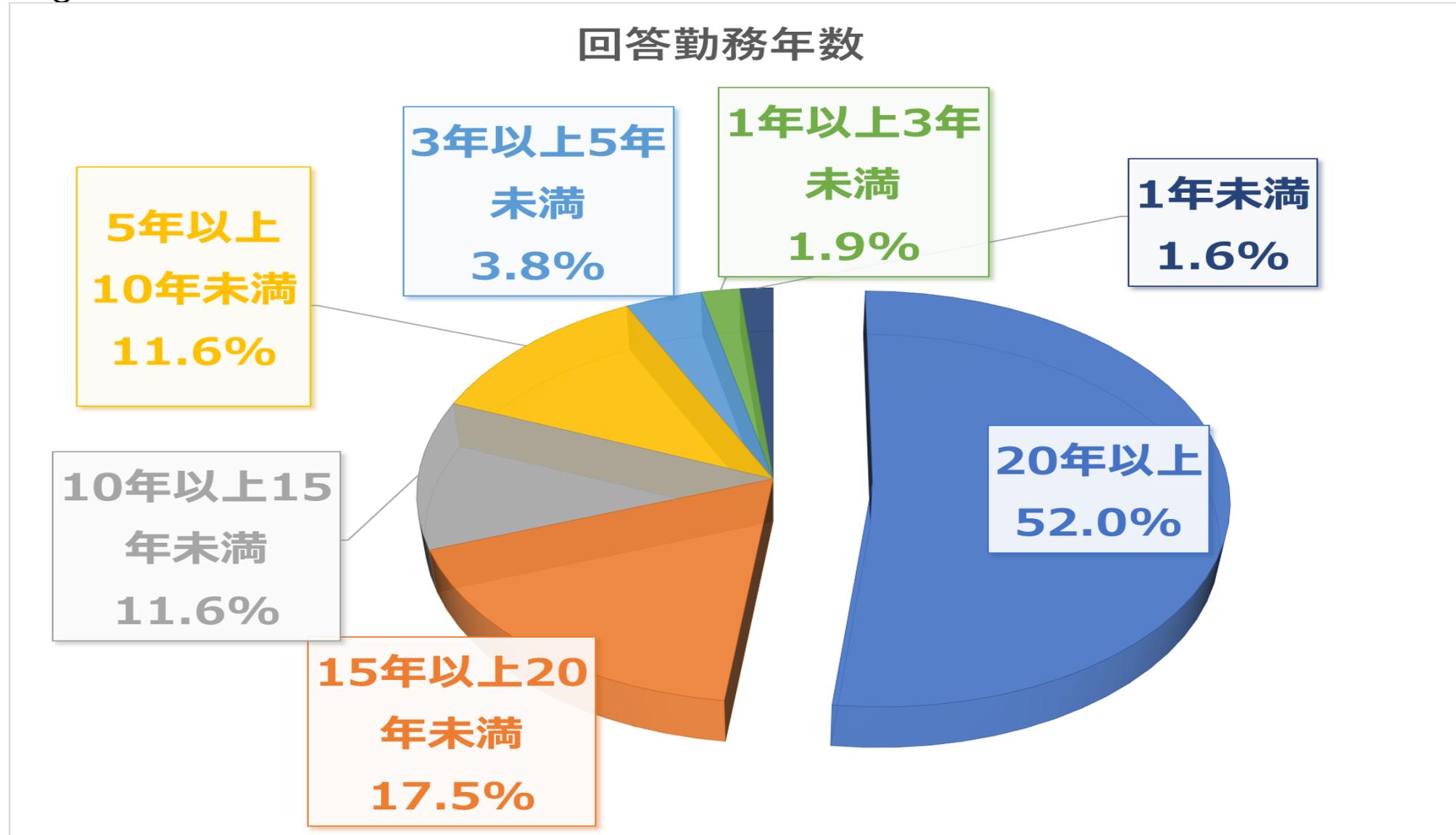
【結果】

無効回答を除き371回答を得た。

回答者職種別
(多い順)

	度数	パーセン ト
医師	67	18.1
大学研究	61	16.4
心理職	42	11.3
保健師	24	6.5
児童福祉司	22	5.9
看護師	17	4.6
福祉・その他	16	4.3
弁護士	15	4.0
その他・その他	13	3.5
児童心理司	12	3.2
児童指導員	11	3.0
助産師	10	2.7
SW	9	2.4
MSW	8	2.2
SSW	6	1.6
教育(幼小中高)	5	1.3
歯科医師	5	1.3
大学院生	5	1.3
その他	5	1.3
相談員	4	1.1
保育士	3	0.8
CAP	3	0.8
家裁調査官	2	0.5
マスコミ	2	0.5
里親	2	0.5
議員	1	0.3
大学生	1	0.3
合計	371	100.0

回答者の勤務年数では20年以上が52%を占めました。



20質問項目の平均値及び標準偏差

	質問項目リスト	平均値	標準偏差
1	児童相談所体制強化策	3.58	1.080
2	中核市・特別区の見相設置	3.90	0.995
3	児童相談所専門性強化	3.69	1.009
4	児童相談所における介入強化策	3.51	1.111
5	見相が行う一時保護の目的	3.60	0.971
6	司法審査の導入	3.64	1.043
7	虐待通告促進の動き	3.78	1.046
8	親権制度の改正	3.88	0.927
9	警察・検察・見相の連携強化	3.87	1.027
10	保健機関等の児童虐待予防強化策	3.98	0.907
11	児童虐待予防の医療体制強化策	3.96	0.897
12	要保護児童対策地域協議会の強化策	3.83	0.958
13	市町村子育て支援事業	3.83	0.924
14	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置	3.64	0.976
15	学校通告・情報提供体制	3.68	0.993
16	学校・教育委員会と市町村・見相の連携体制	3.67	0.951
17	家庭養護の促進	3.52	1.067
18	特別養子縁組制度の改正	3.74	0.989
19	児童養護施設の小規模化・地域分散化	3.73	0.989
20	児童養護施設等の多機能化、高機能化	3.78	0.942

**日本子ども虐待防止学会
第27回学術集会かながわ大会
COI開示**

発表者：川崎二三彦（子どもの虹研修センター長）

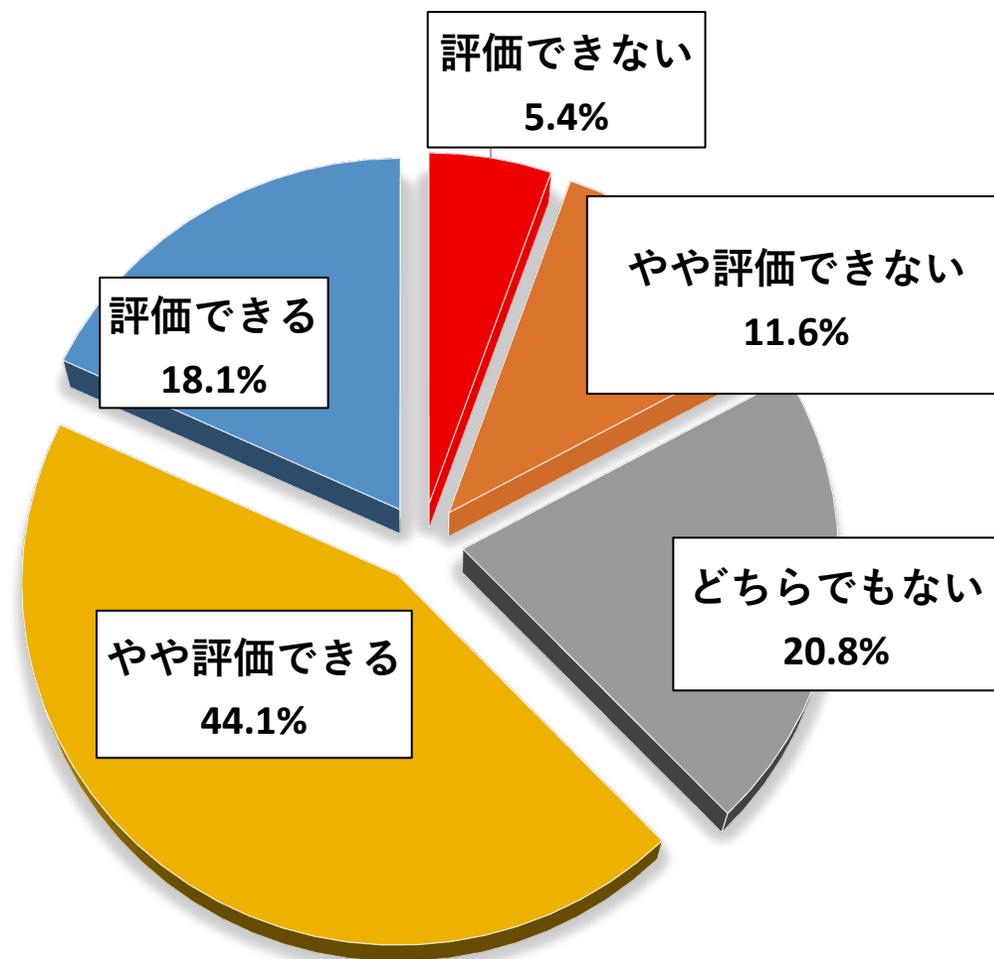
演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

1. 児童相談所の体制強化策について

- 児童福祉司の配置基準は徐々に厚くなり、現在は人口3万人に対して1人(虐待対応件数に応じて上乘せ)。
- 心理職の配置も法定化(配置基準は児童福祉司の半数以上)。
- 弁護士、医師及び保健師の配置も法律で明記。
- 警察官(OB・現職)の配置も進んでいる。

こうした点をどのように評価するか。

1. 児童相談所体制強化策 (n=370)



平均得点は3.58。全20項目の中で、3番目に低い評価となっている。

1. 児童相談所の体制強化策について（自由記述から）

【評価5もしくは4の回答より】

- 病院現場から児童相談所の対応の迅速化、内容の向上を実感している。
- かつて児相で福祉司をしていた者として、職員が増員されることは大前提として必要。
- ただし現状の相談内容ではまだ人員不足。
- 人員の増加だけではなく、専門的に高い質（水準）が必要。
- 人数を増やせばよいわけではないが、様々な専門性を合わせる方向に動いたことは評価できる。

【評価1もしくは2の回答より】

- 児童福祉司はもっと必要。現状では業務が多忙で、新しく入ってきても辞めてしまう人もいる。
- 数を増やすことが優先され、職員の質が下がっているように感じます。
- 配置の拡大を進めても、担う人材が育成できていない。
- 児相は発生した虐待に対応しているのであって、発生防止業務を担っていない。

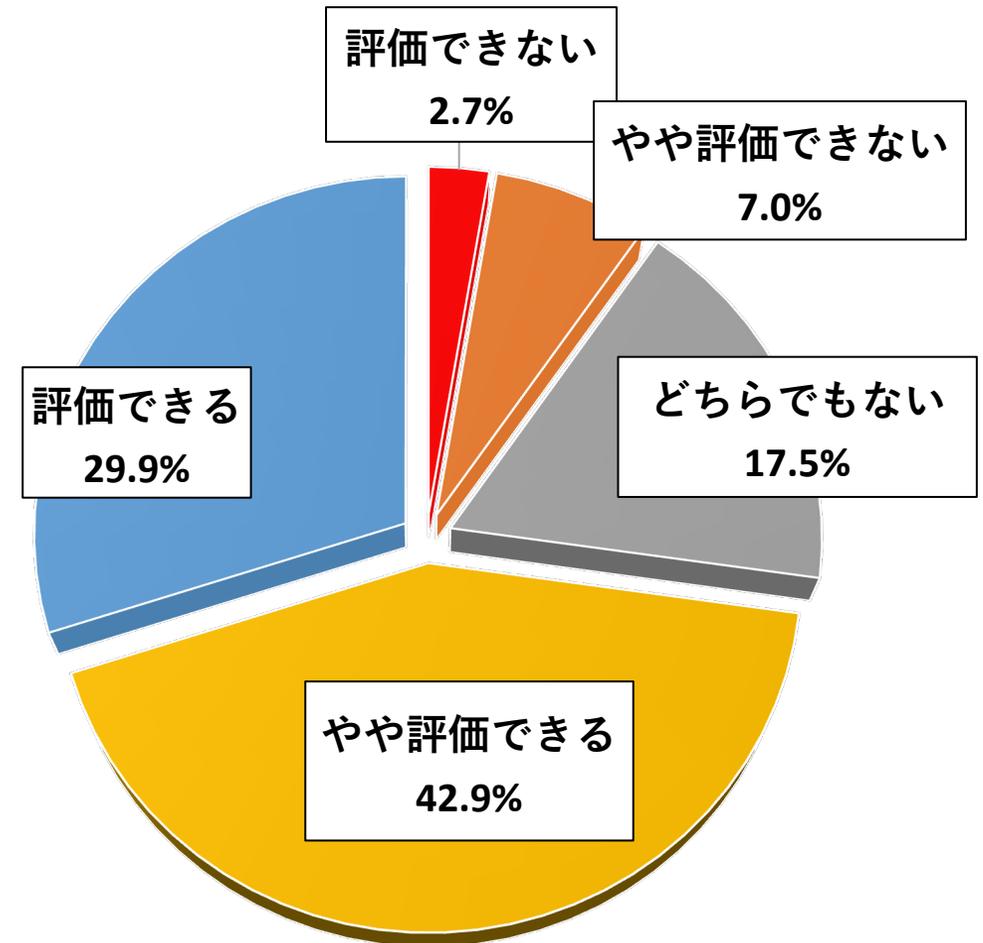
評価点に関わらず、体制整備、人材育成などについて課題があることを指摘しているように思われます。

2. 中核市や特別区も児童相談所を設置できるようになったことについて

- 2004年の改正により中核市が、
- 2016年の改正により特別区が児童相談所を設置できるようになった。
(なお、都道府県や政令市は設置義務がある)
- 国は設置に向けて必要な措置を講ずることとされた。

こうした点をどのように評価するか。

中核市等への児相設置(n=371)



設問1（児相の強化策）が全20項目中、3番目に低い評価だったことと対照的に、本項目は平均が3.90で、全体の2番目に高い評価となっており、5段階の5点とした者が約3割であった。

2. 中核市や特別区も児童相談所を設置できるようになったことについて

【評価5もしくは4の回答より】**て（自由記述から）**

- （中核市に勤務）市内に児相ができ「顔の見えるやりとり」がスムーズになった。
- 自治体間のばらつきは気になるが、圧倒的に小回りが効き地域に根差した相談ができる。
- 制度は評価できるが、児相運営のための予算を捻出するのが困難な中核市が多いと思う。
- （児童相談所は）まだ足りない。

【評価1もしくは2の回答より】

- 制度はあっても活用・導入しない(できない)自治体が多い。
- 設置しても、人の問題が未解決。人材育成と人材確保、専門性の問題。
- 予防という観点では、児童相談所を増やすより母子保健の充実を図る方が良い。
- 中核市や特別区に人的資源を分散させては、現場はますます疲弊するばかりです。
- 設置を義務化しなければ、取り立てて意味がなく評価できない。

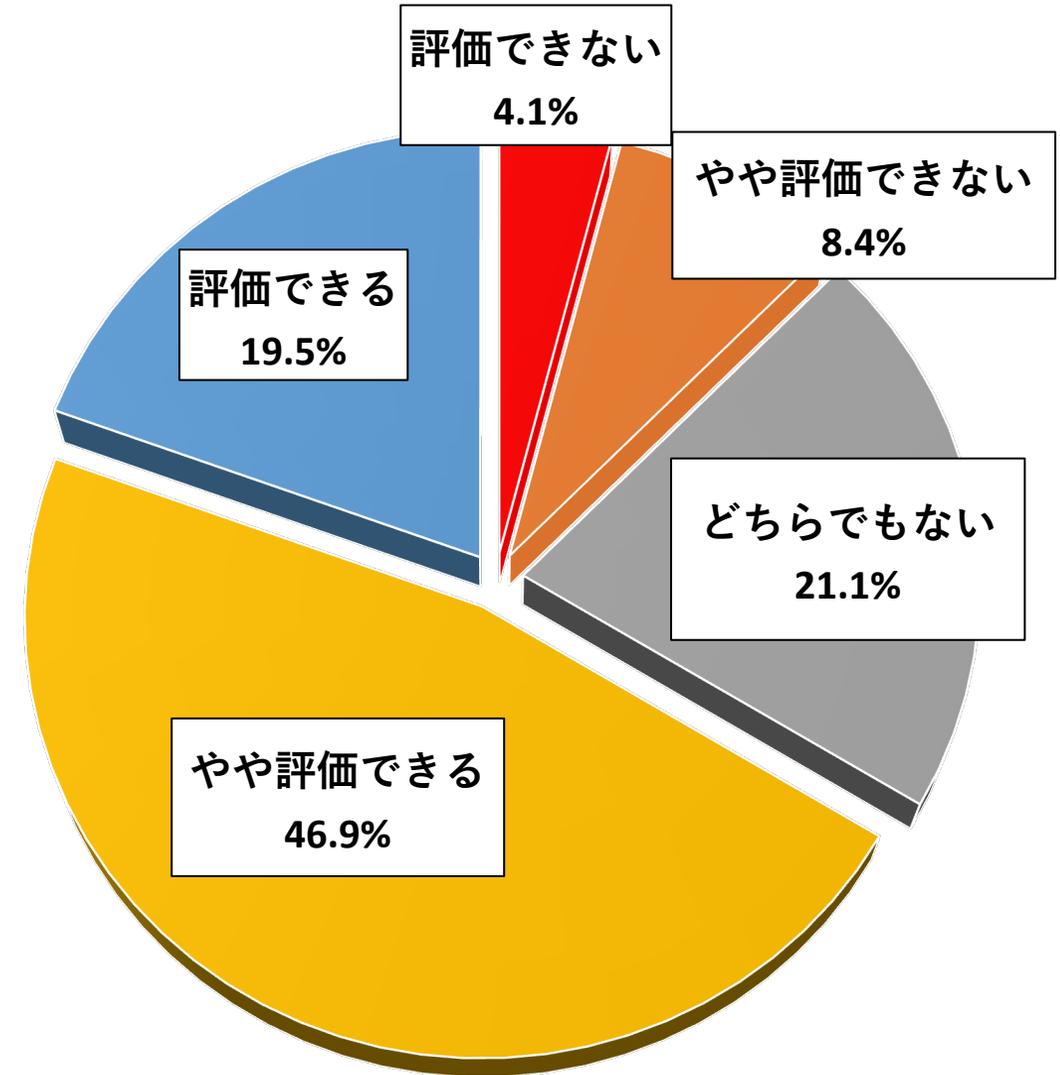
児相の増設を望む声は、評価点に関わらず多かった。また、中核市、特別区で設置された児相の体制強化、専門性の確保が課題であるとする点は共通していたように思われる。

3. 児童相談所の専門性強化策について

- 児童相談所長の研修受講義務化(2004年)。
- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)の研修受講の義務化(2016年)。
- スーパーバイザーはおおむね5年以上勤務した者であること、及び任用前の受講義務化(2019年)等。

こうした点をどのように評価するか。

児相の専門性強化策 (n=371)



本設問は、平均3.69で、20問の設問の中ほどに位置するが、全体平均の3.74よりやや低い。

3. 児童相談所の専門性強化策について（自由記述から）

【評価5もしくは4の回答より】

- 量とともに質の向上も必要、研修受講の義務化は必要。
- 現場実践に有用な「本気の」研修をお願いします。
- 専門性の向上につながると思います。心配なのは志願者が減り職員不足となることです。
- スーパーバイザーの存在は、今後の児童相談所の専門性強化の生命線だと感じている。

【評価1もしくは2の回答より】

- 専門性強化と研修は必要と考えますが、内容と質がまったくもって不十分です。
- 児童相談所の職権を考えれば、法務省機関と同等の研修が必要と思う。
- 講習で解決される問題ではない。
- 5年の経験では、スーパーバイザーは荷が重いのではないかと思う。

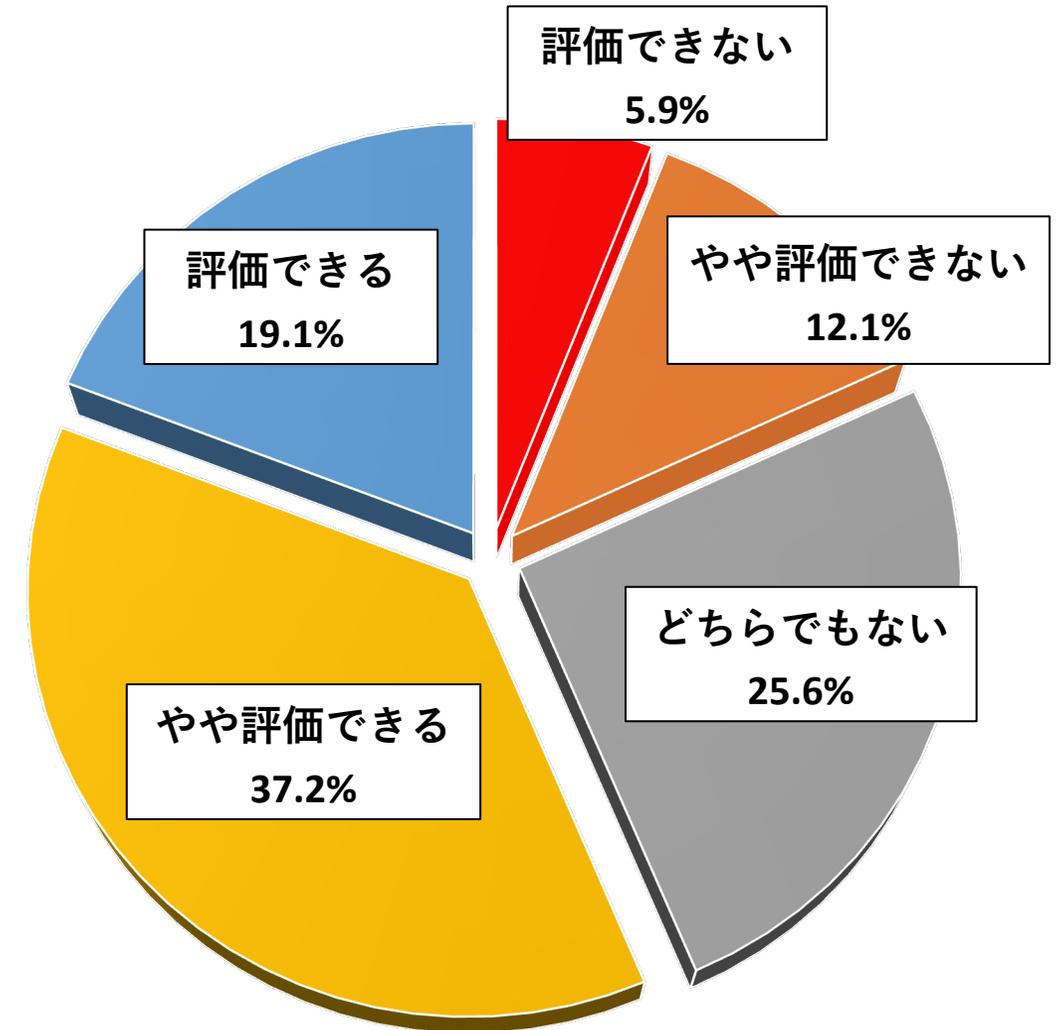
研修の必要性を否定する意見はほとんどなかった。また、評点いかんに関わらず、研修内容の充実や、豊富な経験者の配置などを求める意見が共通しているように感じられた。

4. 児童相談所における介入の強化策等 について

児相の介入強化策（n=371）

- 臨検・捜索制度の導入。
- 上記の手続きの簡素化。
- 48時間以内の安全確認ができない場合、立入調査を実施。
- リスクが高い場合の一時保護や再一時保護等を躊躇なく実施。
- 児童の一時保護等を行った児童福祉司以外の者に保護者への指導を行わせる。

こうした点をどのように評価するか。



本設問は、「評価できる」「やや評価できる」の合計で過半数を超えてはいるものの、平均3.51で、相対的に見ると、全設問中、評価が最も低かった。

4. 児童相談所における介入の強化策等について（自由記述から）

【評価5もしくは4の回答より】

- 子どもの命を守るためには介入の強化は必須と感じます。
- とても意義のある動向。ただし、児相職員の負担はかなり増大されたかと推察する。
- せめてもの対応策と思うが、根本的な解決にはならないと思われる。
- 法整備ができて、対象世帯の理解が得られるかどうかはかなり大きな課題。

【評価1もしくは2の回答より】

- 同一組織内で、介入と支援の部署を分ける対策は、詭弁以外の何ものでもない。
- 介入ばかりになって適切な支援の方向が弱くなっているように思える。
- 児相がやるべきではないことをしているので、いくら強化策をしても失敗する。
- 課題の本質に対する解決にはならない。介入した人と支援する人は、本来同じが良い。
- 児童相談所の介入を強化しても、実効性は？とってしまう。

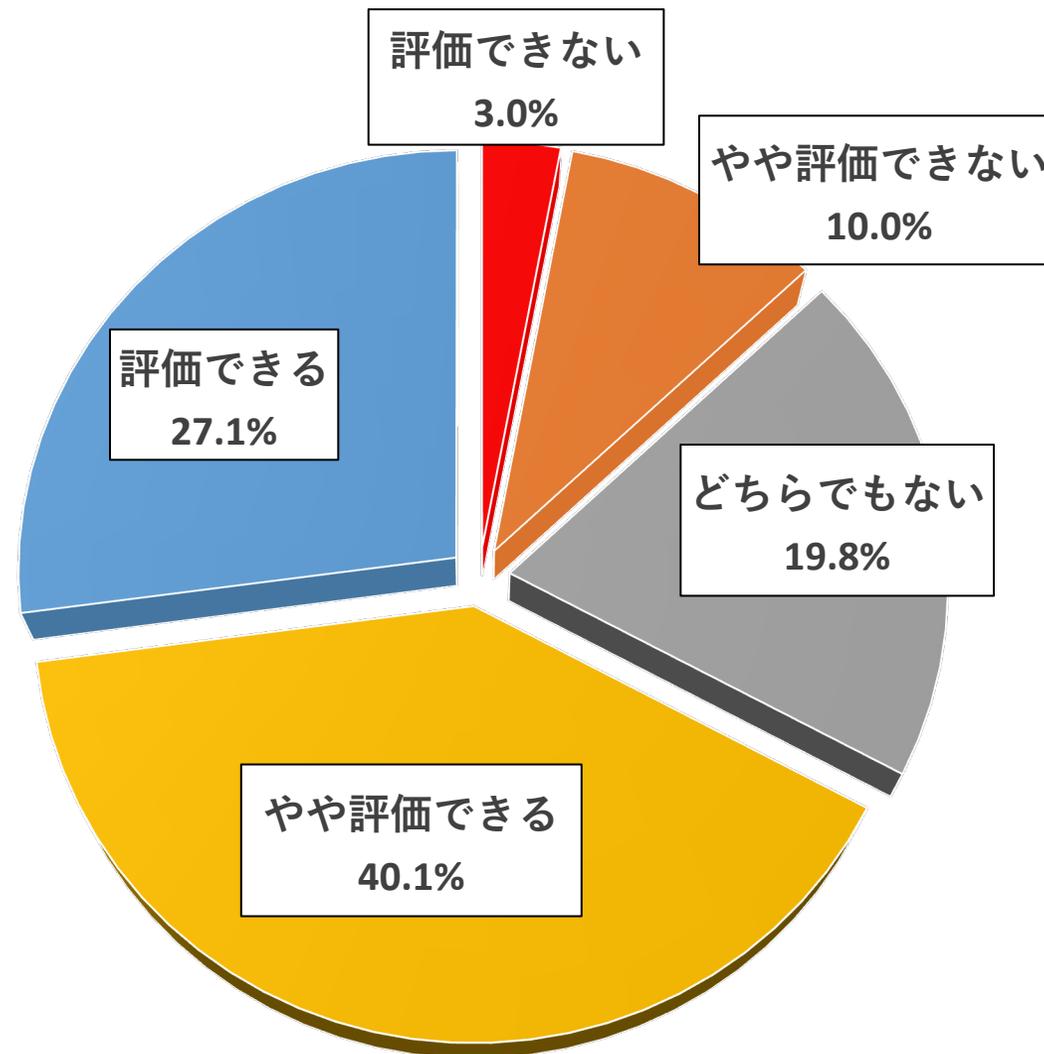
評価するという方のなかにも、種々の危惧を感じている方がおいでです。また、評価しない方は、児相内で支援と介入を分ける法改正を受けてそもそもどうあるべきかを検討した上で、批判しているように思われる。

7. 虐待通告促進の動きについて

- 通告範囲を「虐待と思われる児童」まで拡大。
- 通告先に市区町村を加え、対応を求める。
- 虐待の定義に(いわゆる面前DV)を例示。
- 「児童相談所全国共通ダイヤル(189)」開設。
- 虐待発見の努力義務を課す者の例示を拡大。

こうした点をどのように評価するか。

通告促進の動き (n = 369)



本設問の評価点の平均は3.78で、全体平均 (3.74) よりやや高めと考えられる。

7. 虐待通告促進の動きについて（自由記述から）

【評価5もしくは4の回答より】

- 「面前DVが虐待」となったことはとても大きいと思う。
- まずは通告から援助が始まるので、増えるのは、調査が大変だが良いことだと思う。
- 医療者は、児相に通告をして自宅内の安全を確認していただけるだけで安心します。

【評価3の回答より】

- 通告促進がなされたとしても、実際の対応に繋がらなければ意味がない。
- 通告促進は大切ですが、189は何でも児童相談所という考えを強化し、対応がチグハグ。

【評価1もしくは2の回答より】

- すべての通告に48時間以内の安全確認が義務付けられており、児童相談所が大変すぎる。
- 通告促進よりも、支援が行き届く仕組みにしないと意味がない。
- 警察からの面前DVの通告が多く、現場を疲弊させている。

評価の高低にかかわらず、通告の促進そのものを否定する意見は少ないようです。高い評価の人は、通告の意義を中心に考え、低い評価の人は、通告後の対応に種々の課題があることを重視しているように思われます。

学会企画シンポジウム2

「児童虐待防止制度の20年を振り返る」

虐待に関する制度検討委員会

報告者：薬師寺 順子

協力分析者：吉田 恒雄・加藤 曜子

日本子ども虐待防止学会 第27回学術集会かながわ大会 COI開示

発表者：薬師寺順子
(大阪府中央子ども家庭センター所長)

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

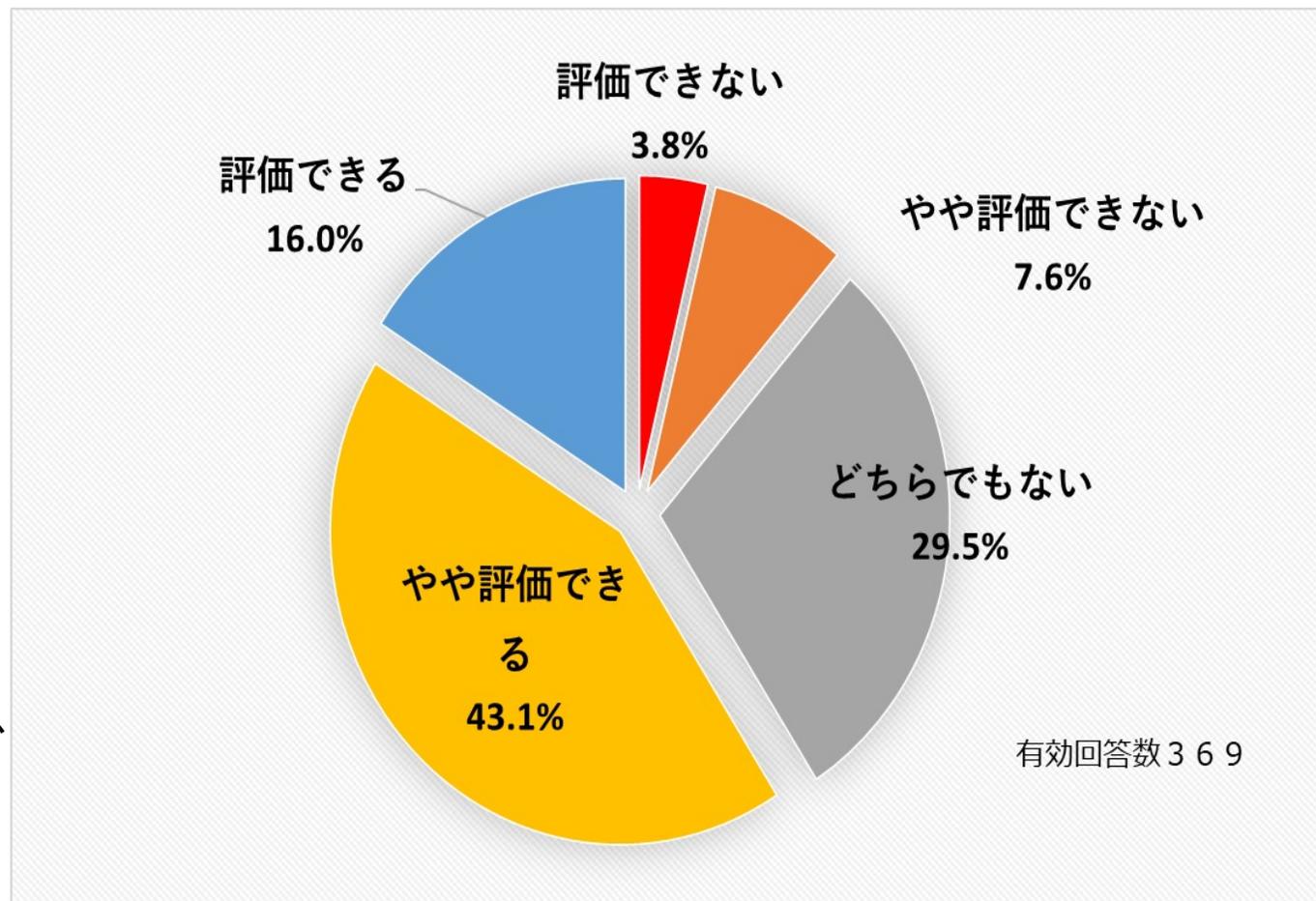
5. 児童相談所が行う一時保護の目的として、「緊急保護」と「アセスメント」が示されたことについて、どのように評価されますか？

2016年の児童福祉法改正により、児童相談所が行う一時保護について、

「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため（＝緊急保護）、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため（＝アセスメント）」と、その目的が明記されました。

一時保護は、子どもの福祉のために行われる行為ですが、一時保護される子どもの自由を制限するとともに、親権者等の権限をも制限する行為でもあります。「児童相談所長が必要と認める場合」の解釈を無限定に広げるべきではないとの考えから、法改正が行われています。

こうした点をどのように評価するかを問うものです。



- 「評価できる」「やや評価できる」を合わせて、59.1%と約6割を積極的評価が占めている。
- 評価の平均値は、20の質問項目の中では、やや低かった。

5. 児童福祉法に一時保護の目的が明記されたことについて<<自由記述>>

自由記載は164件あり、回答者の44.4%が記載している。

【評価 4 もしくは 5 の回答(46.3%)より】

- 児童福祉法に一時保護の目的が明記されたことを評価。
- アセスメントのための一時保護は必要。
- 一時保護開始の司法審査が必要。

【評価 1 もしくは 2 の回答(19.5%)より】

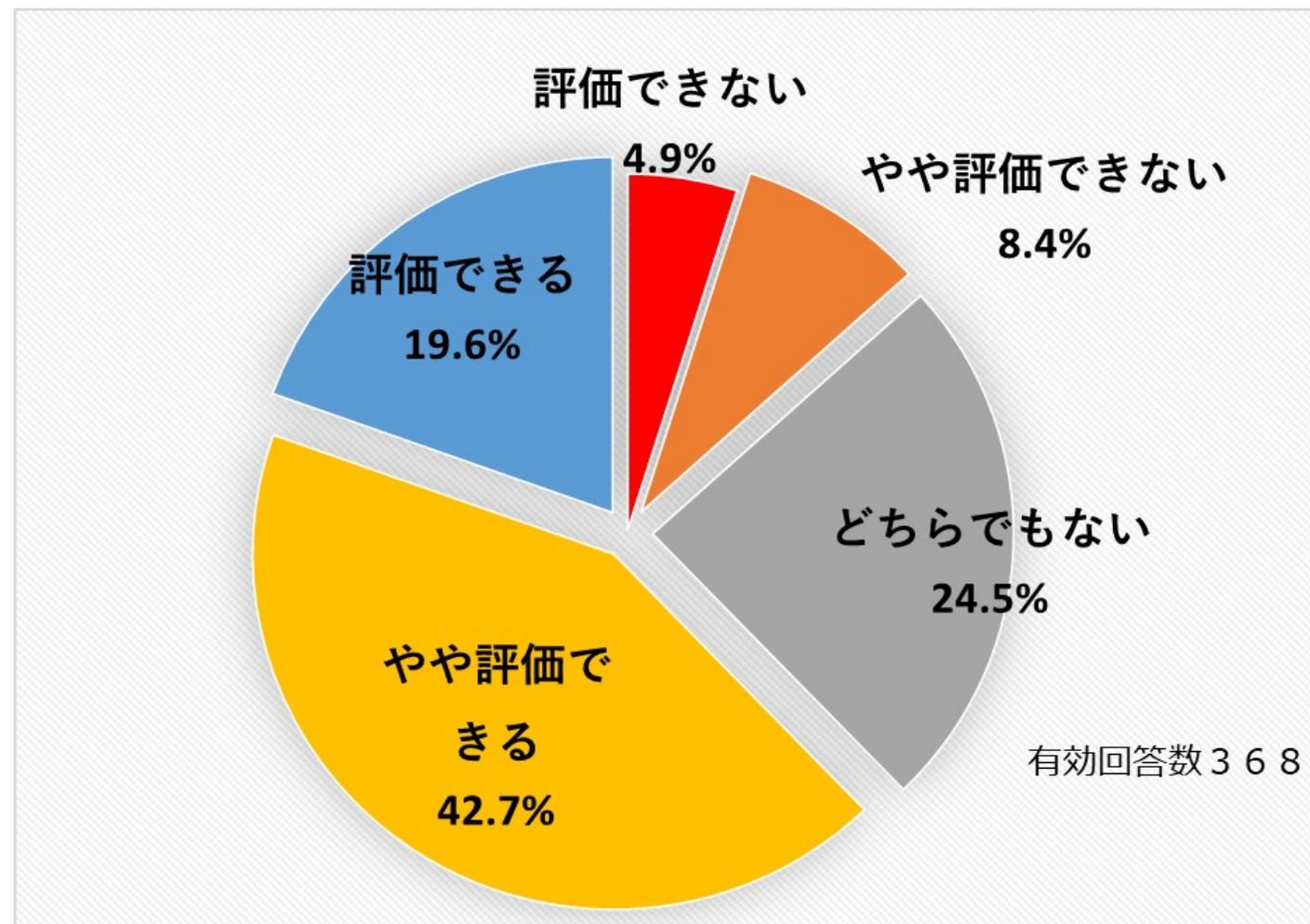
- 子どもの生命を守る視点で判断が必要。
- 児童相談所に緊急保護とアセスメントの両方の負担、責任を負わせる。

- 評価点に関わらず、「アセスメントや支援のスキルに課題がある」（27件）、「子どもの自由の制限が課題」（19件）、「子どもの安全確保を優先すべき」（17件）という意見が多かった。
- 児童相談所が緊急保護に加えて、アセスメントを目的とした一時保護が必要であり、それが明記されたことは評価しつつ、現場にはその実効性（スキル）が求められていると感じた。

6. 子どもの親権者等の意に反する場合の一時保護の延長に関する司法審査の導入について、どのように評価されますか？

児童福祉法において、一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならないとされています。

2017年の改正により、一時保護をすることが親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合には、延長の際に、また、2回目以降の延長の際には2ヶ月を超えるごとに、家庭裁判所の承認を得なければならないことなどが明記されました。こうした動向について評価を問うものです。



●「評価できる」「やや評価できる」は63.3%であった。「評価できない」「やや評価できない」は13.3%であった。

6. 子どもの親権者等の意に反する場合の一時保護の延長に関する 司法審査の導入について「自由記述」

自由記載は122件あり、回答者368人の33.2%が記載している。

【評価 4 もしくは 5 の回答(64.8%)より】

(1) 親と子どもの権利擁護の視点からの介入は、司法の役割である。

司法審査により児童相談所が行った一時保護の第三者性・客観性が確保できる。

一時保護の長期化を防止できる。

(2) より積極的な司法審査が必要である。

一時保護開始時からの司法審査が必要。子どもの意に反する場合も対象にすべき。

他方、児童相談所や家庭裁判所の体制が脆弱である。

(3) 司法関与はケースワーク上有効である。

一時保護が無制限でないことを保護者に提示できるなど保護者対応の点で有効。

常勤弁護士や法務担当職員の配置による児相職員の業務負担軽減が必要。

6. 子どもの親権者等の意に反する場合の一時保護の延長に関する 司法審査の導入について《自由記述》

【評価 1 もしくは 2 の回答(13.9%)より】

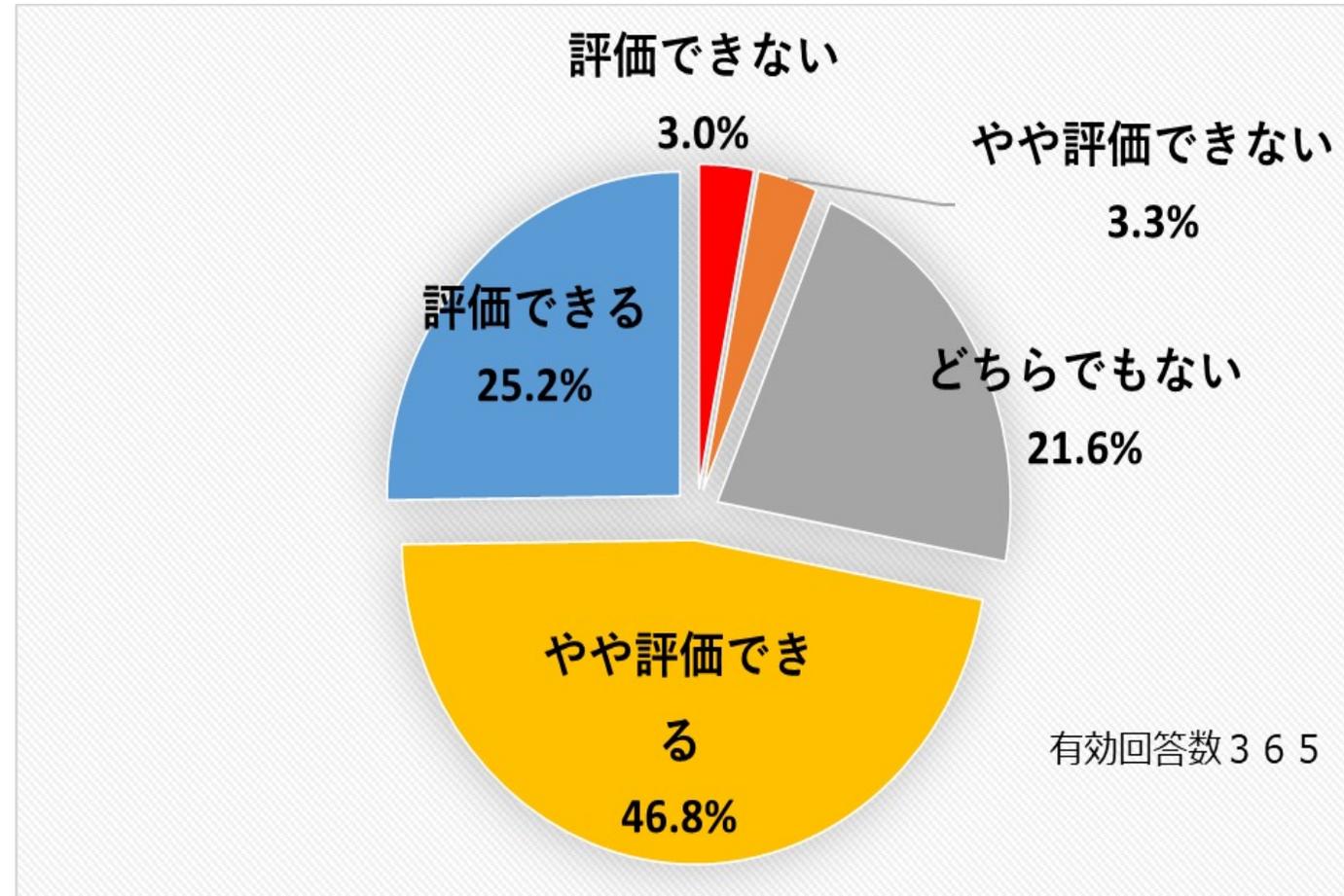
- (1) 一時保護の延長について司法審査を導入した理由がわからない。
- (2) 裁判所で適正な判断がなされるのか疑問。
- (3) 一時保護の長期化につながる。2か月延長は長すぎる。

【条件付き積極的評価】

- (1) 児童相談所の体制が弱い。
- (2) 裁判所の能力、司法への不満や疑問。
司法は、親権より子どもの権利を優先すべき。

8. 近年の親権制度の改正について、どのように評価されますか？

2011年の民法改正により親権停止制度が設けられ、医療ネグレクト事案において親権停止審判を経て、その後に選任される未成年後見人から医療行為について同意を得ることが可能になりました。重度の身体的虐待や性的虐待など、保護者指導によっても家族再統合が見込めない場合には、直ちに親権喪失審判の請求を行うことも可能です。財産管理権のみを制限すれば足り、身上監護権を制限する必要までではない場合には、管理権喪失審判を検討することが相当と解されています。こうした動向について評価を問うものです。



●「評価できる」「やや評価できる」の合計は71.0%を占めた。「評価できない」「やや評価できない」は合計6.3%であった。

8. 近年の親権制度の改正について<<自由記述>>

自由記載は113件あり、回答者の40.0%が記載している。

【評価 4 もしくは 5 の回答(27.4%)より】

- ・親権喪失だけでなく、親権停止の選択肢を示したことは評価できる。
- ・親権停止により、子どもに必要な医療が実施できる。

【評価 1 もしくは 2 の回答(11.5%)より】

- ・制度はできたが、運用面の課題が多い。
- ・子どもの権利を中心とした法制にすべき。子どもの権利より親権が強すぎる。

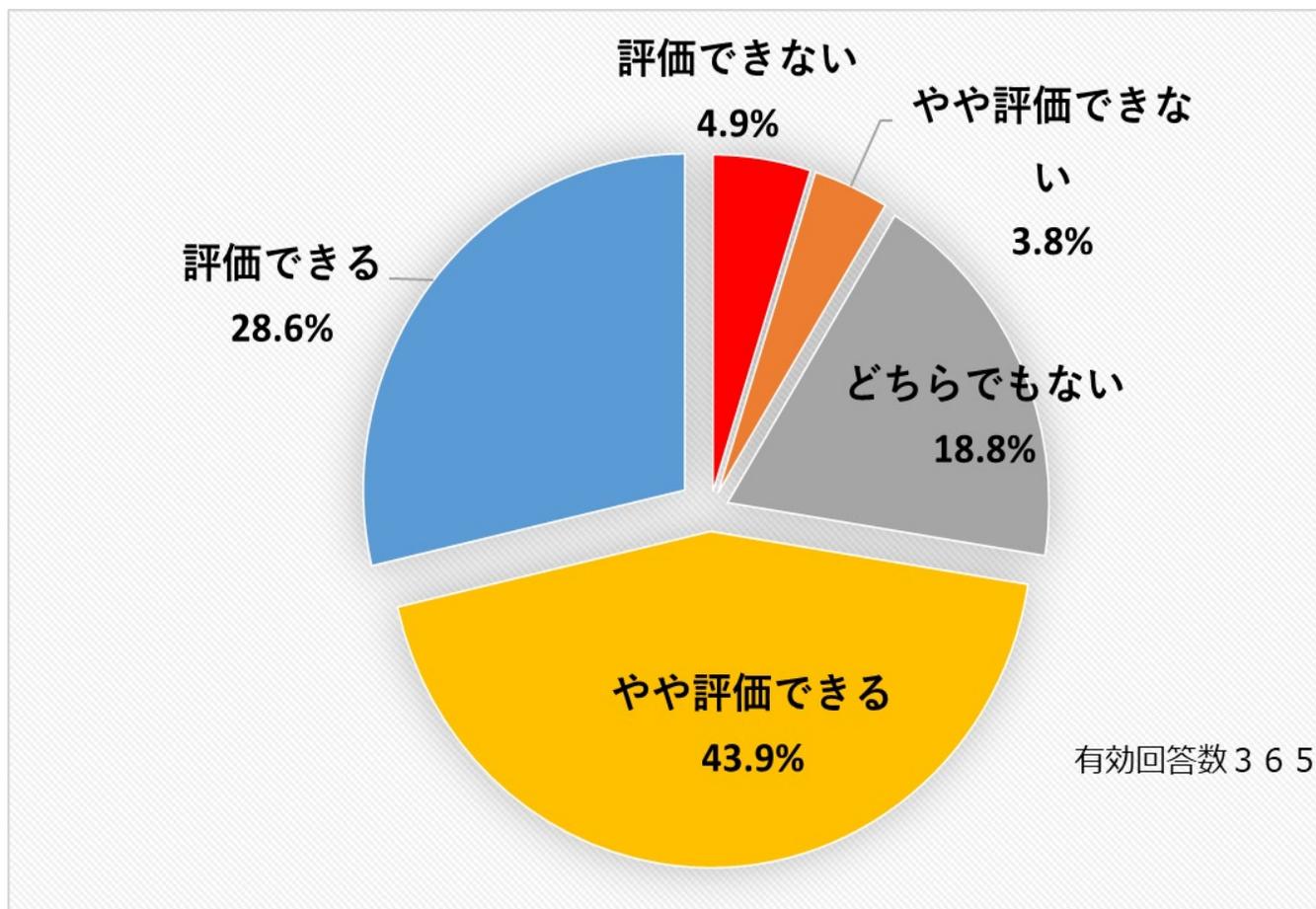
●そのほか、「親権制限とともに、親支援の強化が重要。」「子どもの意見を聞いて進めるべき。」「様々な制度が交錯し、実務上整理が困難。」「児童相談所の現場の負担は大きい。」「児童相談所は積極的に制度活用すべき。」「子どもにとって親権喪失が将来どのような意味をもつのかも考えるべき。」など様々な意見があった。

9. 警察・検察・児童相談所の連携強化について、どのように評価されますか？

2015年の国の通知において、子どもの心理的負担の軽減及び子どもの供述の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察（以下、3機関）の連携強化が図られました。

そして、個別事例に応じて、3機関の代表者1名による「協同面接」を実施し、調査や捜査の段階で、可能な限り、子どもから繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法を3機関で協議・実施する取組を進め、2018年には、3機関による協同面接実施後の情報共有や連携体制の確立を含む連携強化策が通知で示されました。

これを受けて、都道府県単位で3機関の連絡会議が設置され、協同面接の実施事例が増えている状況です。こうした動向について評価を問うものです。



- 「評価できる」「やや評価できる」を合わせて、72.5%と7割を超える積極的評価が高かった。
- 評価の平均値は、20の質問項目の中では、全体の平均値をやや上回っていた。

9. 警察・検察・児童相談所の連携強化について《自由記述》

自由記載は150件あり、回答者の40.9%が記載している。

【評価 4 もしくは 5 の回答(56.7%)より】

- 子どもの負担を軽減するために有効。
- 警察・検察・児童相談所の連携を強化すべき。

【評価 1 もしくは 2 の回答(17.3%)より】

- 児童相談所に負担を押し付けるシステム。
- 警察・検察が児童のケアに配慮しない。

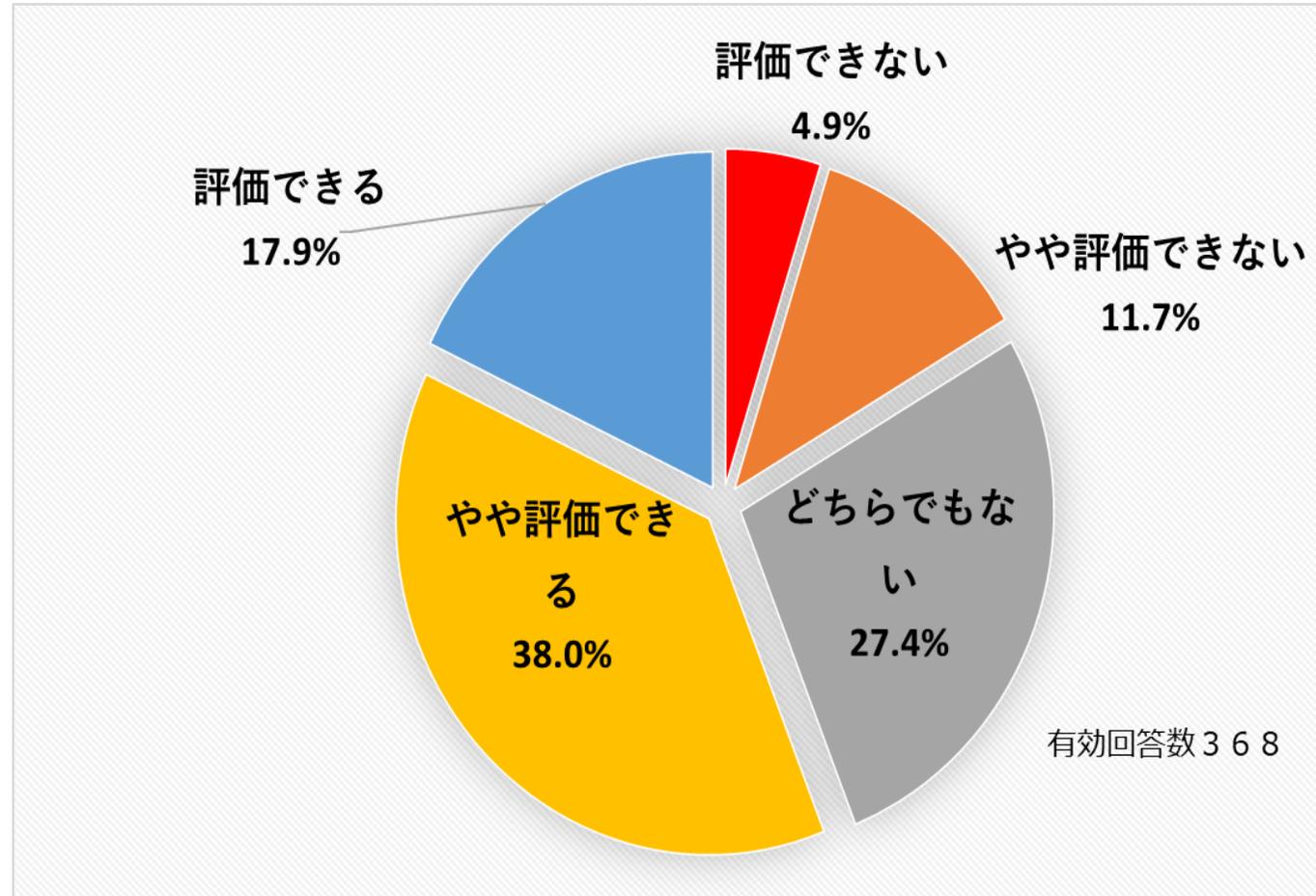
● 評価点に関わらず、「連携できていない」(18件)、「警察・検察が捜査優先」(8件)、「三者の相互理解ができていない」(5件)などと、実態が追い付いていないという回答が多かった。また、子どもの心理的負担を減らすはずの三者協同面接についても「各機関に司法面接スキルのある職員を配置すべき」(13件)、「子どもの負担軽減になっているのか検証が必要」(11件)という意見が、「協同面接は子どもの福祉に有効」(11件)を上回った。

● 地域によって連携や協同面接の取り組み状況の違いが見えた。

17. 家庭養護の促進について、どのように評価されますか？

2011年に厚生労働省「里親委託ガイドライン」において里親委託優先の原則が打ち出され、2016年の児童福祉法改正により、法律上、元の家庭で生活できない子どもは、まず里親など家庭養護を検討することが定められました。

家庭養護優先原則は、都道府県社会的養育推進計画の見直しにも反映され、里親増、里親委託増やフォスティング事業などの取組が進められています。こうした動向について評価を問うものです。



- 「評価できる」「やや評価できる」を合わせて、55.9%だった。
- 評価の平均値は、20の質問項目の中で2番目に低かった。

17. 家庭養護の促進について「自由記述」

自由記載は160件あり、回答者の43.5%が記載している。

【評価4もしくは5の回答(45.0%)より】

- 家庭養護を進めるべき。
- 里親養育の質の確保が必要。

【評価1もしくは2の回答(23.1%)より】

- 里親の専門性を高める機能がない、フォスティング機関が機能することが必要。
- 里親不調で傷つく子どもも多い。

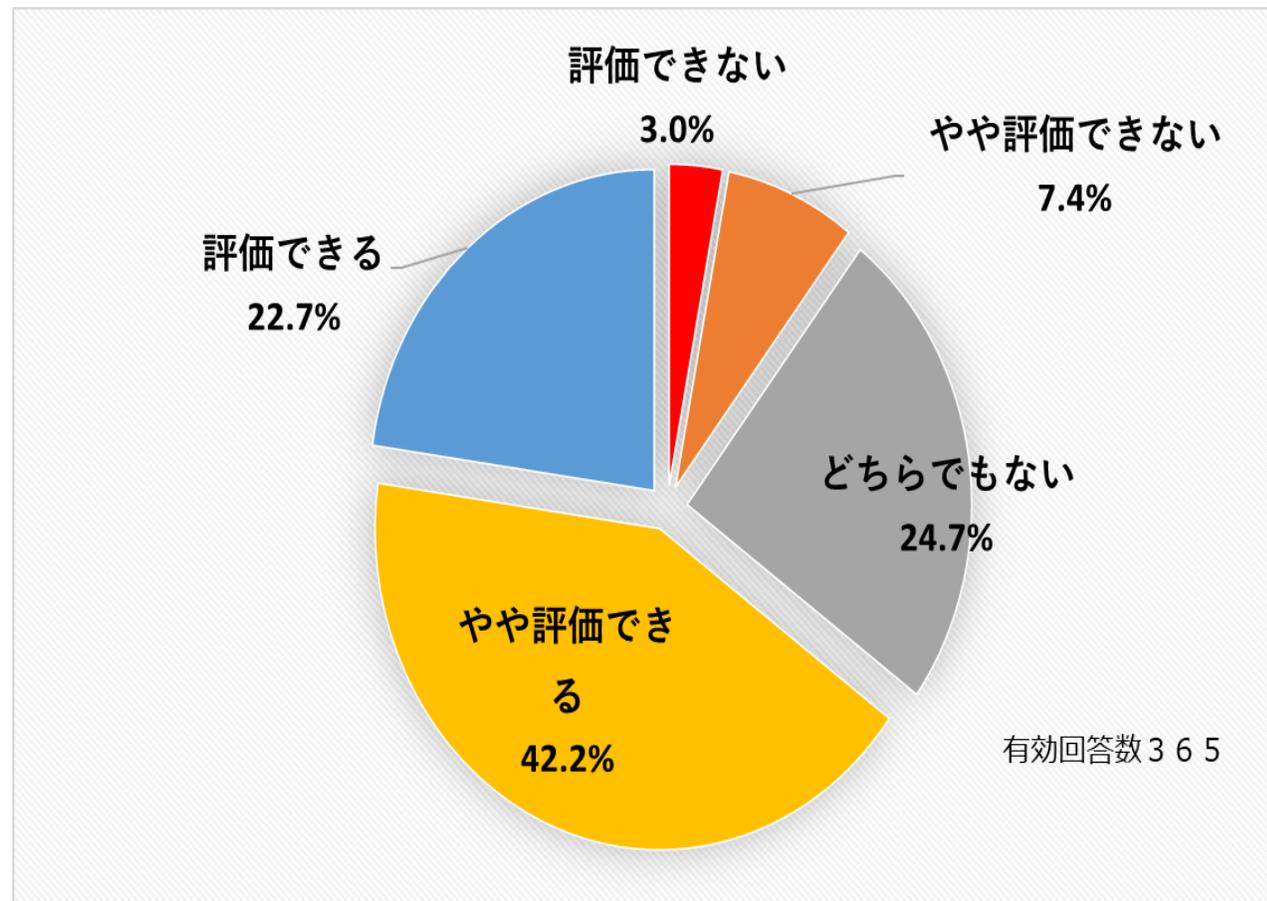
- 評価1、2の意見では、実際の里親支援の脆弱さに危機感を持っている意見が見られた。
- 評価3以上の回答者も「里親支援体制の強化」(23件)、「里親育成・専門性の確保が必要」(19件)、「里親確保が困難」(6件)と、「家庭養護を進めるべき」としながらも、里親の確保や育成、支援体制の整備が不足していることを示している。

18. 特別養子縁組制度の改正について、どのように評価されますか？

特別養子縁組は、普通養子縁組と異なり実親との関係を断絶するもので、1987年の民法改正により導入されました。しかし、施行当初を別にして、利用件数は低迷しています。

そこで、社会的養護に特別養子縁組を活用する方針の下、2019年に法改正がなされ、①養子候補児の上限年齢を原則6歳から15歳に引き上げ、②実親の同意撤回に制限を加え、③手続きの一部に児童相談所長の申立権を認めました。

こうした 制度改正について評価を問うものです。



- 「評価できる」「やや評価できる」を合わせて、64.9%であった。
- 評価の平均値は、20の質問項目の中で平均的であった。

18. 特別養子縁組制度の改正について<<自由記述>>

自由記載は112件あり、回答者の30.7%が記載している。

【評価4もしくは5の回答(54.5%)より】

- 対象児童を広げることの評価。
- 児童相談所長申し立てが可能となり必要な子どもが利用しやすくなった。

【評価1もしくは2の回答(17.9%)より】

- 養子の上限年齢引き上げが子どもの利益になるのか。
- 養子縁組後のケアシステムが不十分。

●自由記載は他の項目と比べて少なかった。特別養子縁組制度について十分知られていないことが関係していると考える。

●評価4・5の回答者では、「対象児童を広げることの評価する」(12件)という意見がある一方、「実親を知る権利を保障する支援が必要」(5件)、「養親への研修や支援が必要」(5件)あり、特別養子縁組に向けたソーシャルワークの確立が求められている。

日本子ども虐待防止学会 第27回学術集会かながわ大会 COI開示

発表者：峯川章子

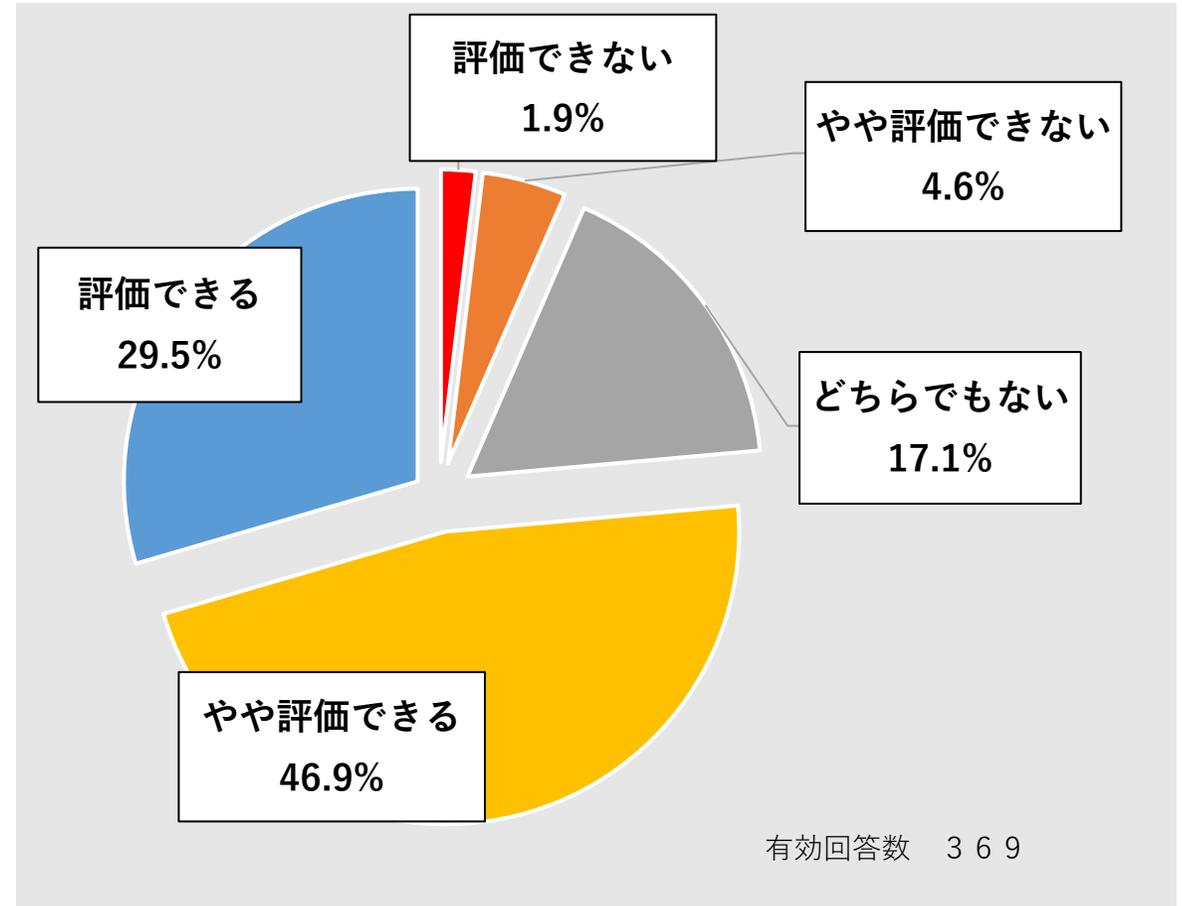
(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター)

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

10. 保健機関等での児童虐待予防対策強化についてどのように評価されますか？

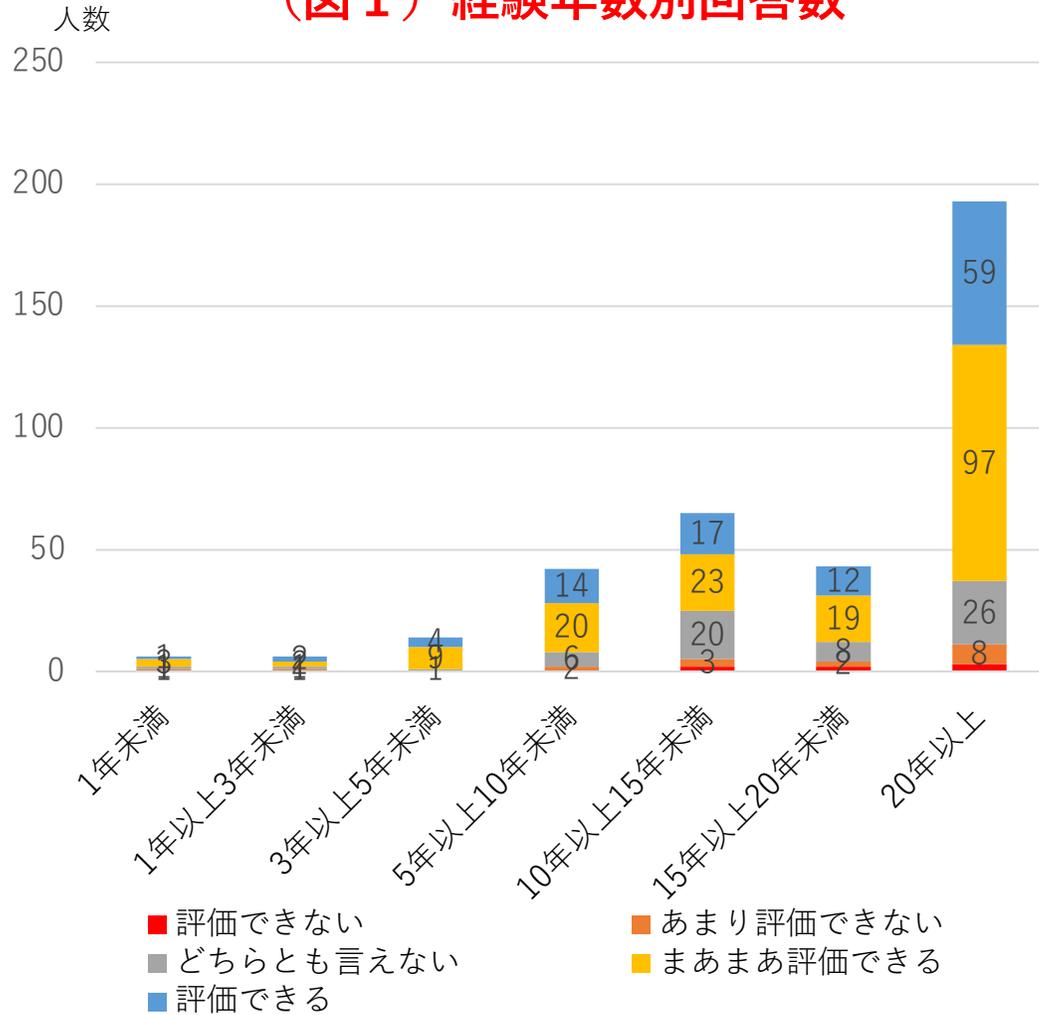
2016年の改正母子保健法では「母子保健施策を講ずるにあたっては、当該施策が乳幼児の虐待予防及び早期発見に資するものであること」という文言が明記され、子育て世代包括支援センター設置の努力義務化により、妊娠期からの特定妊婦のみならず全ての妊婦や子どもを対象に、関係機関の連携により包括的で継続的な「切れ目のない支援」である子育て世代包括ケアシステムの構築を目指すことが市区町村に対して示されました。

このような動向について評価を問うものです。

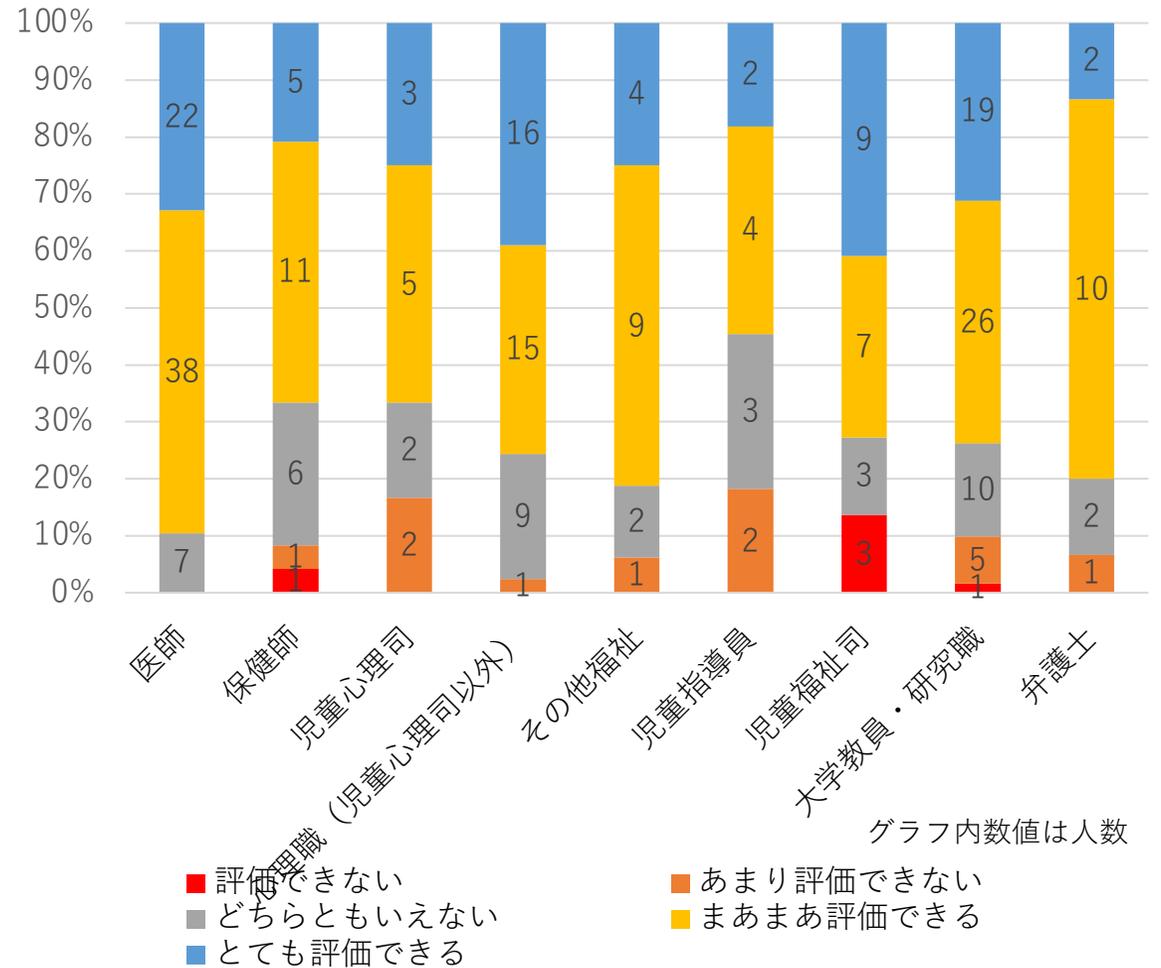


全体としての評価平均値は3.98であり、全質問項目の中でもっとも高い数値であった。「評価できる（「5」と回答）」と「やや評価できる（「4」と回答）」を合わせると76.4%が評価しているという回答結果であった。

(図1) 経験年数別回答数



(図2) 職種別回答割合



グラフ内数値は人数

経験年数ごとの回答分布では(図1)、「20年以上」経験者の回答数が193人と全体の約半数を占めていた。経験年数別の平均評価得点は、1年未満が3.67、1年以上3年未満が3.83、3年以上5年未満が4.21、5年以上10年未満が4.10、10年以上15年未満が3.77、15年以上20年未満が3.86、20年以上が4.04という結果であった。

職種別回答では(図2)、①医師は、「評価する」と「まあまあ評価する」の割合が高く、ほぼ9割がある程度評価している。また評価しないと答えた回答数は0であった。

②また、その他福祉職員や弁護士も「評価する」と答えた割合が高かった。

③一方で、児童心理司や児童指導員、児童福祉司は「評価しない」と答えた割合が多くみられていた。

10. 保健機関等での児童虐待予防対策について 《自由記述（143件）》

【評価4もしくは5の回答より(76.4%)】

- 子育て世代包括支援センターの設置などの制度設計自体は評価
- 特定妊婦のように要支援家庭から切れ目ない予防的支援が行える
- 現在の状況として不十分であると考えるが、今後の実効性に期待をする

【評価1もしくは2の回答より(6.5%)】

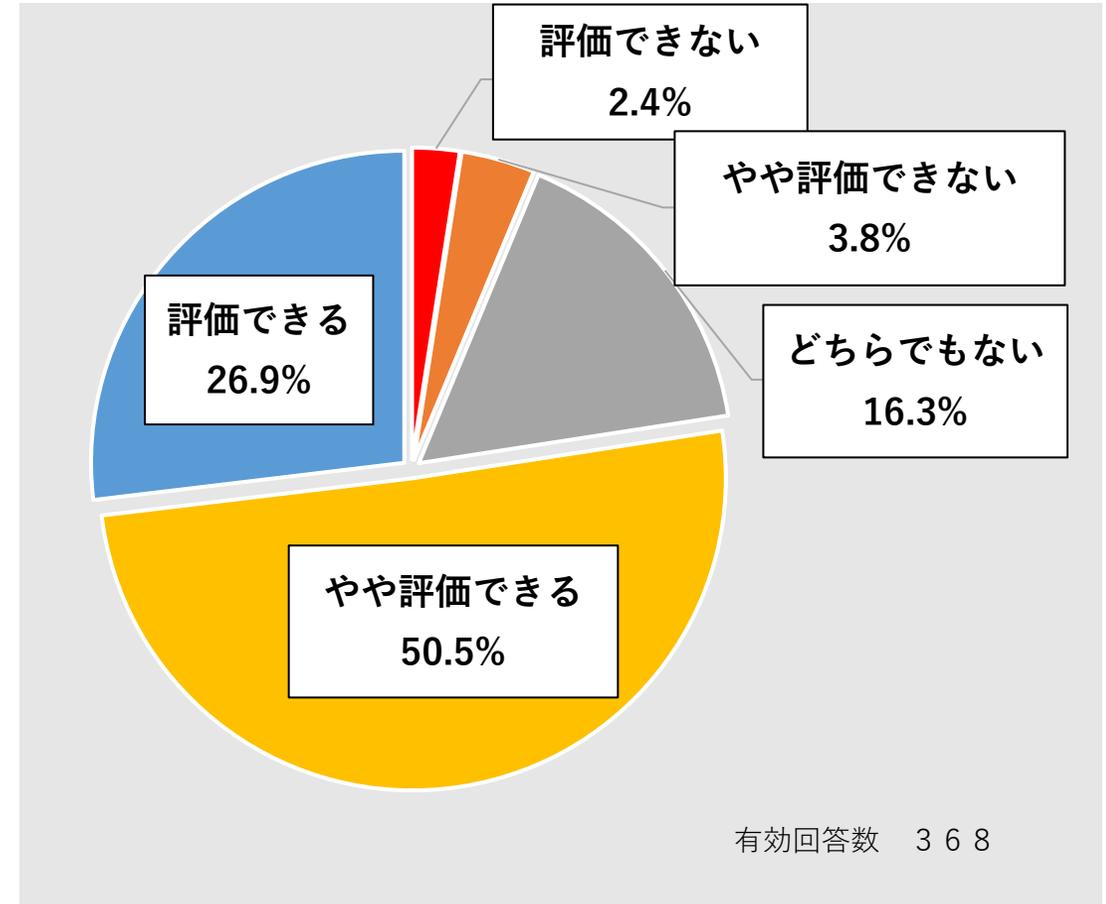
- 制度を作っても実効性に乏しいではないか
- 従事する主となる保健師のマンパワー、予算、専門性やノウハウのための研修、SV体制の構築が不十分
- 市町村ごとによる取り組みの格差がみられる
- 他機関連携や市町村機能強化に課題がある
- 切れ目のない支援についてのあり方の検討が必要である

評価点に関わらず、市町村格差や体制整備、人材育成などについて課題があることを指摘している

1 1. 児童虐待予防にかかる医療体制の強化策について、どのように評価されますか？

2012年11・12月に厚生労働省より日本小児科学会と各自治体児童福祉・母子保健主管部（局）に「児童虐待防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」が通知されており、医療機関での発生予防、早期発見・早期対応、支援について示されました。その中で、医療機関を中心としたネットワークづくりや保健医療従事者等への教育、児童虐待防止を図ることを目的に実施されている「児童虐待防止医療ネットワーク事業」の取り組みや、院内での虐待対応組織の充実を図るよう示されています。

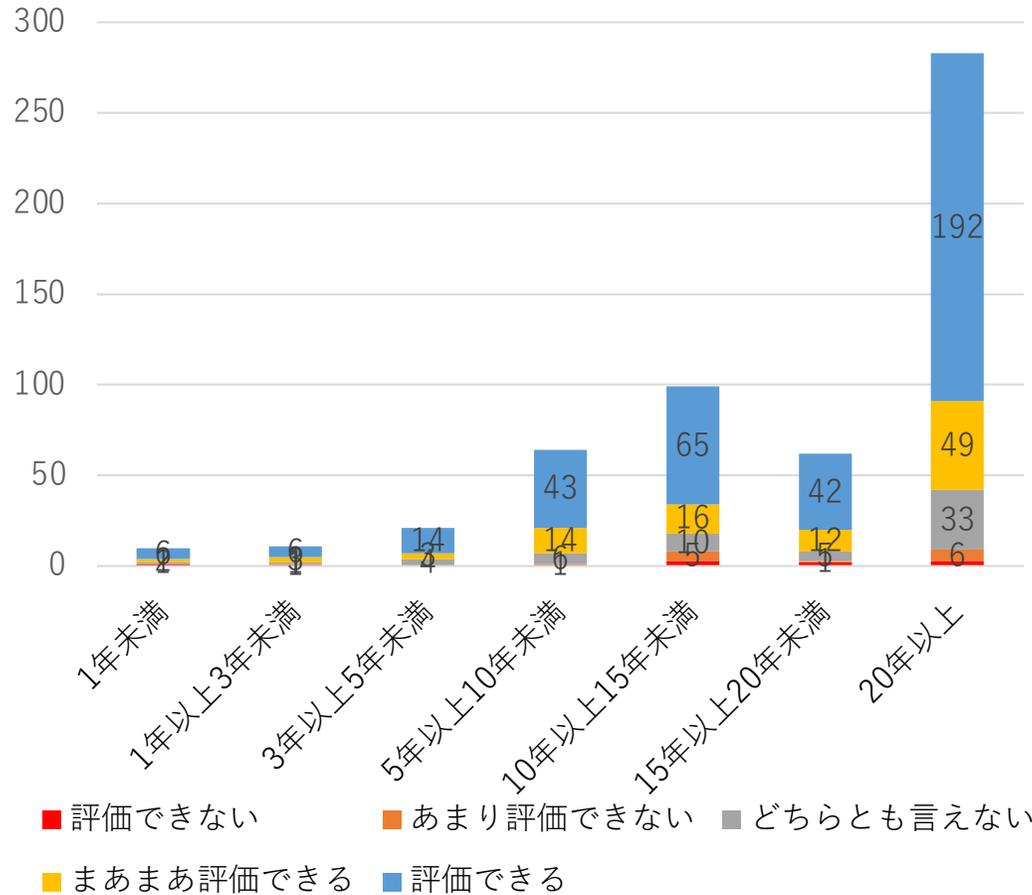
このような動向について評価を問うものです。



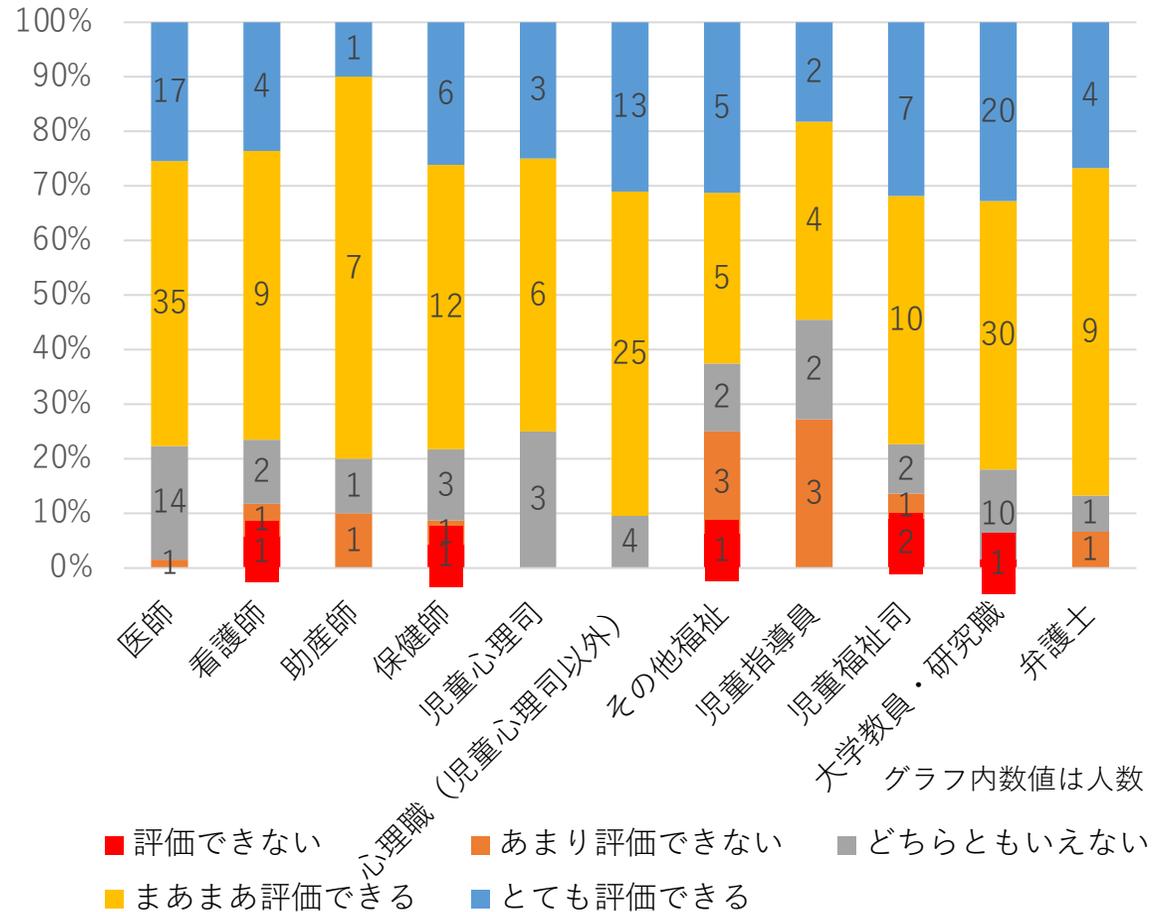
全体としての評価平均値は全質問項目の中で2番目に高い3.96であった。

「評価できる（「5」と回答）」と「やや評価できる（「4」と回答）」を合わせると77.4%が評価しているとの回答を得た。

(図3) 経験年数別回答数



(図4) 職種別回答割合



経験年数ごとの回答分布では(図3)、「20年以上」経験者の回答数が280人(76.1%)と全体の4分の3を占めていた。経験年数別平均評価得点は、1年未満が3.67、1年以上3年未満が4.00、3年以上5年未満が3.93、5年以上10年未満が4.14、10年以上15年未満が3.80、15年以上20年未満が3.98、20年以上が3.97という結果であった。

職種別回答では(図4)、①医療関係者では、どの職種においても8割近くがある程度「評価している」と答えていたが、医師は、「どちらとも言えない」と答えた割合が平均より高くみられた。

②児童心理司以外の心理職員や大学教員・研究職、弁護士では、平均より多く「まあまあ評価している」「評価している」と答えた割合が高かった。

③一方で、その他の福祉職や児童指導員は「評価しない」もしくは「あまり評価していない」と答えた割合が多くみられていた。

11.児童虐待予防にかかる医療体制強化について

◀自由記載（112件）▶

【評価4もしくは5の回答より(77.4%)】

- 医療機関連携の必要性については評価しているが、連携が不十分。
- 医療の連携や会議などでの関与について医療報酬体制も整えていく必要ではないか。
- 実効性が乏しい。医師等の専門性を高めることが必要。
- 医療関係者に福祉への関心や理解を深める必要性がある。

【評価1もしくは2の回答より(6.3%)】

- ネットワークが機能していない。市町村との情報共有ができていない。通告だけの徹底が進み、そのあとの体制整備が不十分。
- 個人情報との兼ね合いで情報共有に困難性をきたしていると感じることあり。

「10.保健」での設問と同様に、体制の強化は必要と感じている意見が多く、ネットワークの大切さを記載しているものも多くみられていた。医療の連携や会議などでの関与を診療報酬など制度として整えていく必要性があると記載されているものも1割近くみられた。また、医療職に対しての専門性の向上のための研修が必要と記載されていたものが3割ほどあり、福祉への関心・理解を深める必要性（医療からの見立てと福祉からの見立ての違いがあると感じると記載されているものもあり）についての記載もみられた。

個人情報保護との兼ね合いで情報共有に困難性をきたしていると感じていることについての記載もみられた。

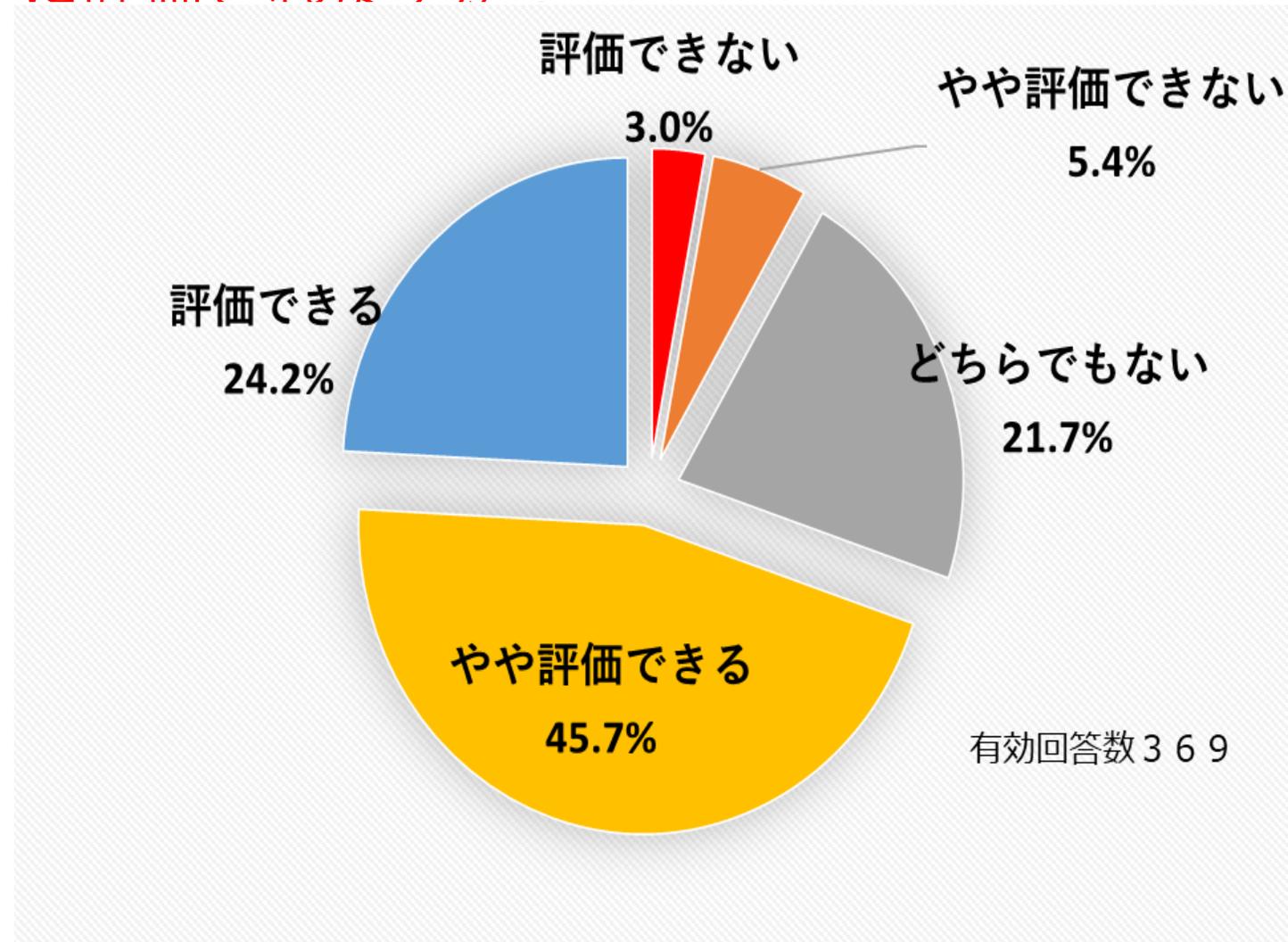
日本子ども虐待防止学会 第27回学術集会かながわ大会 COI開示

発表者：八木 安理子
(枚方市子どもの育ち見守りセンター)

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

12. 要保護児童対策地域協議会のネットワーク支援体制に関する強化策について、 どのように評価されますか？

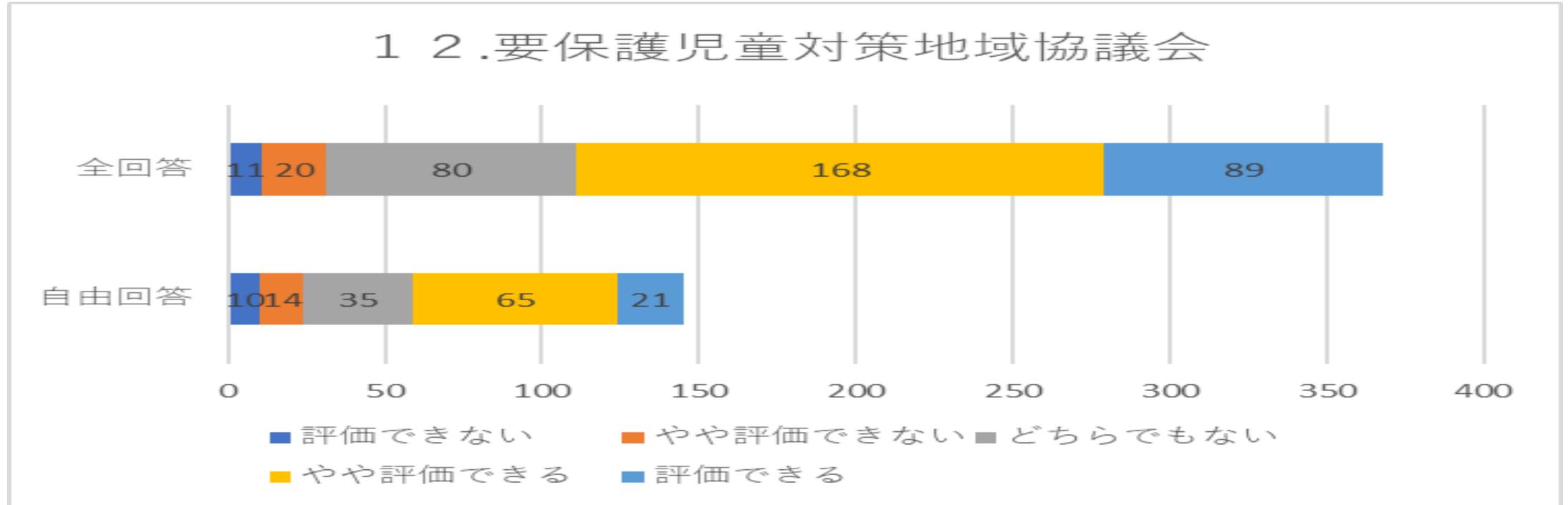
要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）は、要保護児童、要支援児童、特定妊婦を対象に、必要な情報交換・情報共有をし、地域の関係機関等が連携して継続的な支援を実施するネットワーク支援体制です。要対協では、進行管理台帳を作成し、定期的に状況確認、重症度や援助方針の見直しの進行管理を行います。2004年の児童福祉法改正により、市町村等の地方公共団体への要対協設置が法定化され、2007年の改正で設置が努力義務化されました。2008年には要支援児童や特定妊婦にも対象が拡大され、専門職配置の努力義務化、2016年には調整機関担当者の研修の義務化が始まるとともに専門職の配置が義務化されました。このような動向について評価を問うものです。



質問項目の5段階評価の平均値は、設問20中で全体の6番目の高さで、

12. 要保護児童対策地域協議会のネットワーク支援体制に関する強化策について

回答の特徴



- 全回答の中では、評価点4，5を合わせると69.3%と7割近くが肯定的評価であった。
- 371人中、146人が自由記載をしていた。
- 全回答は評価点1が3.0%、評価点5は24.0%。自由記載はそれぞれ6.8%、14.8%と自由記載の方が評価が低い傾向にあった。

1 2. 要保護児童対策地域協議会のネットワーク支援体制に関する強化策について <<自由記述>>

【評価4もしくは5の回答より(69.9%)】

- 関係機関が協働で継続的に支援する体制は、実際に運用されるケースも多くなり、スムーズに連携も図れるようになってきていると感じる。
- 地域格差があり、有効に機能していないところもある。
- 進行管理が事務的な仕事となり、対象者への支援とはつながっていないことがある。
- 特定妊婦や要支援ケースが死亡事故につながることもあるので、ネットワークでの見守りや支援が必要である。

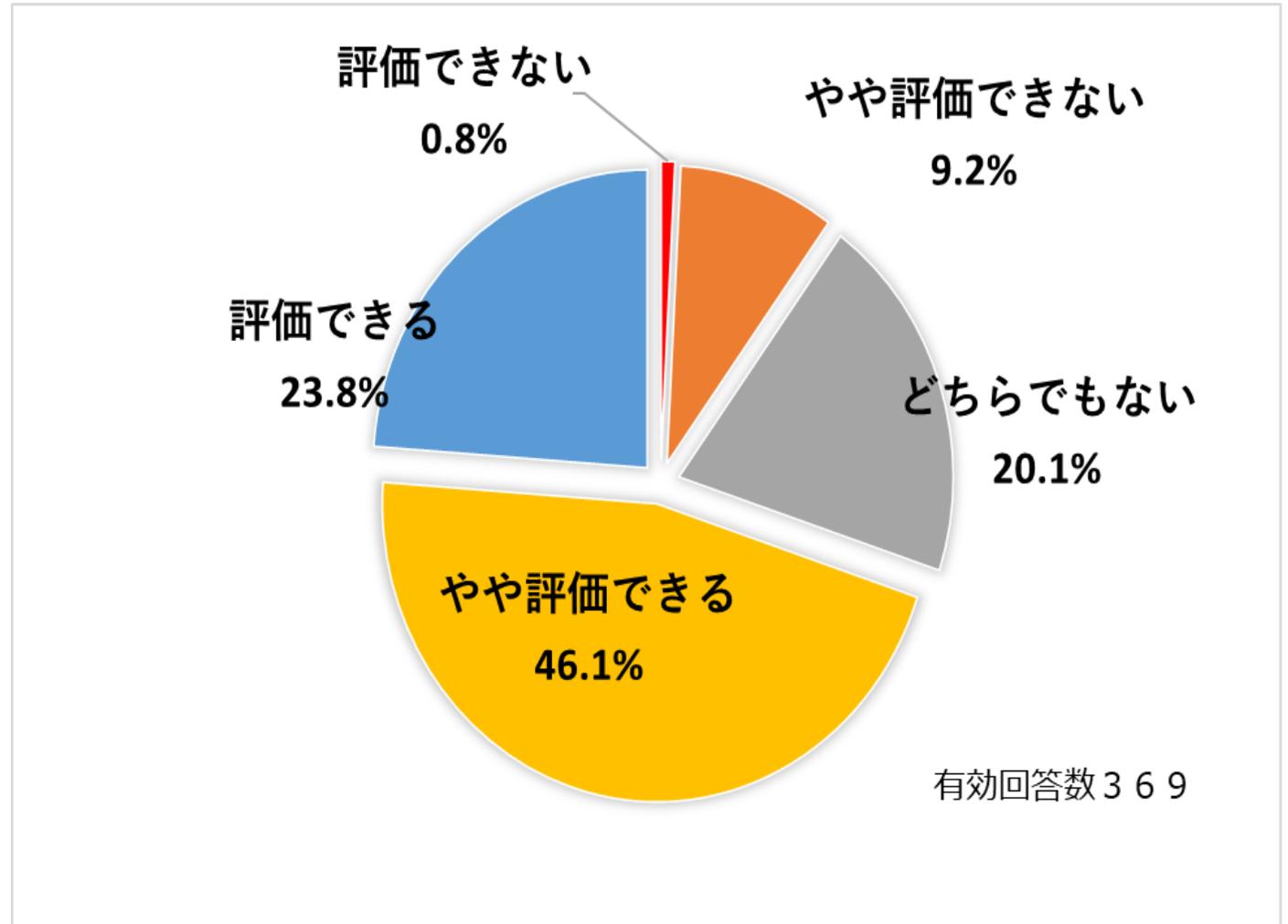
【評価1もしくは2の回答より(8.4%)】

- 見かけだけ設置しても、機能していないところもある。
- 一定の評価はできる。一方で、地域差も激しく形骸化している様子も見受けられる。
- 頻回な（人事）異動ではなく、知識と支援技術の積み重ねができる要保護児童対策地域協議会が必要。
- 要対協への専門職への配置は必要であるが、専門職の専門性の確保のための研修は是非必要。

評価点に関わらず、形骸化や地域間格差、人材育成の課題を指摘している。方向性については評価できるが、頻繁な人事異動や専門職の配置についても指摘が多い。

13. 市町村の子育て支援事業について、どのように評価されますか？

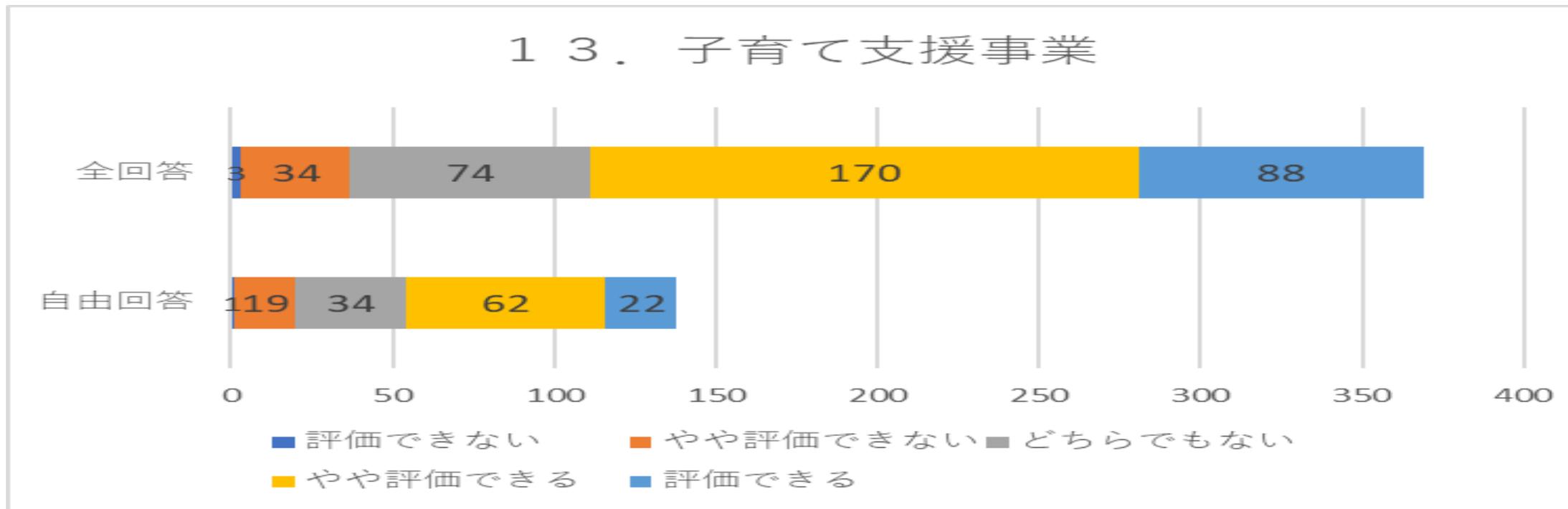
子ども・子育て支援法の改正など、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子育て支援拠点事業や子育て短期支援事業等を実施するといった支援事業の強化が図られています。その内容は、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート）、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等があり、「地域子ども・子育て支援事業」として交付金が給付されるといったもので、それらの評価を問うものです。



質問項目の5段階評価の平均値は、設問20中で全体の6番目の高さで、比較的肯定的評価が高い

13. 市町村の子育て支援事業について

回答の特徴



- 全回答の中では、評価点4，5を合わせると69.5%と7割近くが肯定的評価であった。
- 371人中、141人が自由記載をしていた。
- 全回答は評価点1が0.7%、評価点5は23.7%。自由記載はそれぞれ0.8%、15.6%と、自由記載の方が評価の低い傾向にあった。

13. 市町村の子育て支援事業について

《自由記述》

【評価4もしくは5の回答より(69.9%)】

- いずれも重要な取組み。特に乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業は虐待防止の観点で重要視。
- さらに強化されるべき。ソーシャルワーカーが配置され、家庭や子どもに寄り添える仕組みが必要。
- 国は、各自治体に任せているのが現状。地域差があるので指導を強化しなくては。
- 自治体によってまちまちなインフラ、アクセスの悪さ、利用料の負担などから、事業を利用できない要支援家庭も多い。

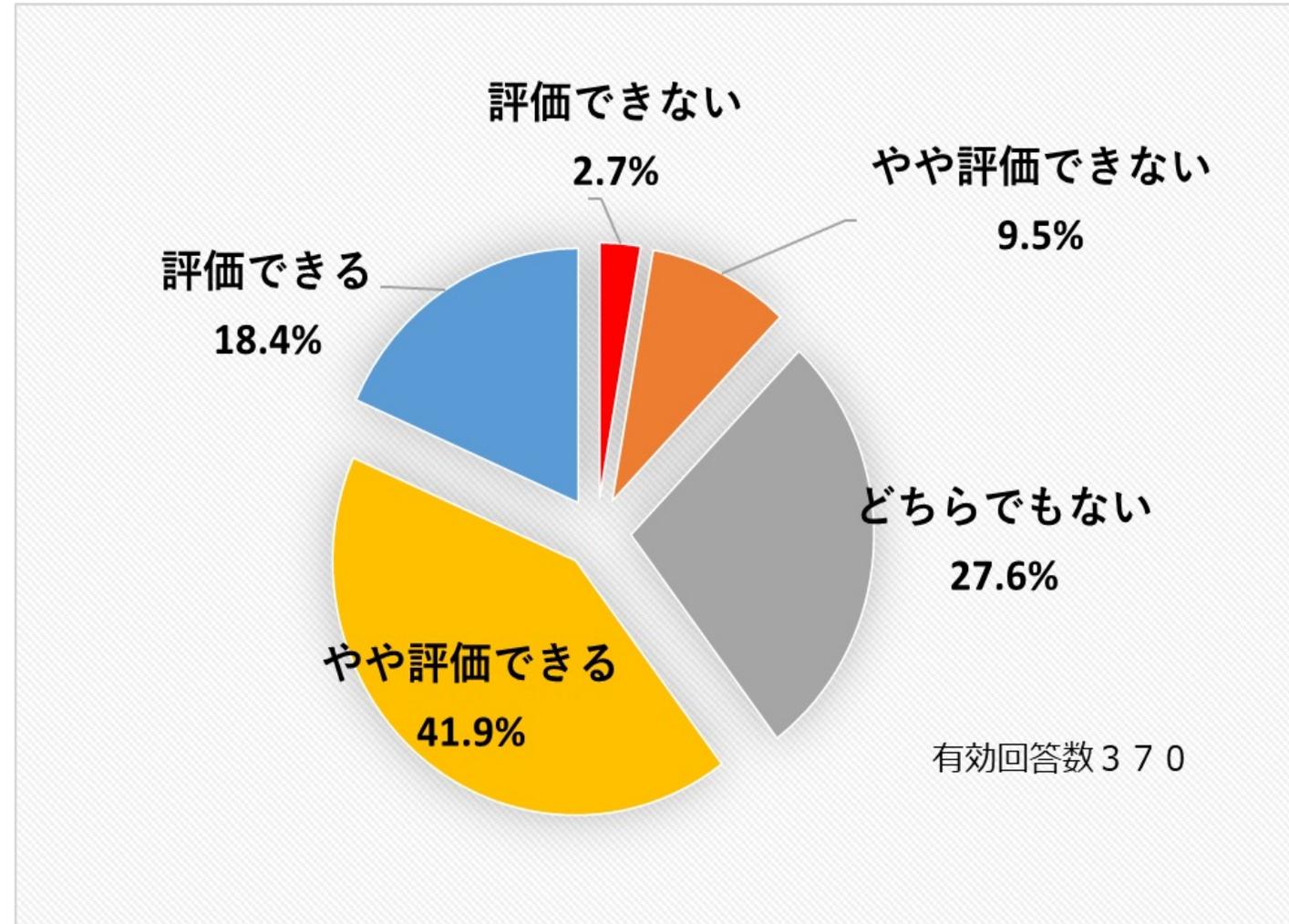
【評価1もしくは2の回答より(10.0%)】

- 県は市町に任せきり。市町から意見が上がらないと対応を検討しない。
- 虐待防止という意識は、それぞれの担当課は考えていない。
- しっかり子育て支援策の充実に取り組んでいる自治体とそうでない自治体間格差。
- 親自身がサービスを使える人物の利用が中心であり、同一人物がたくさんの恩恵を被っている実態。
- 評価できますが、問題はこういうサービスを利用できない、あるいは利用したくない養育不全の家庭。

児童虐待防止として重要視されている一方、幅広い事業のため意見のバラツキが大きい。自治体間での差についてと、利用負担などから必要な家庭に届いていないとの指摘がある。

14. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置について、どのように評価されますか？

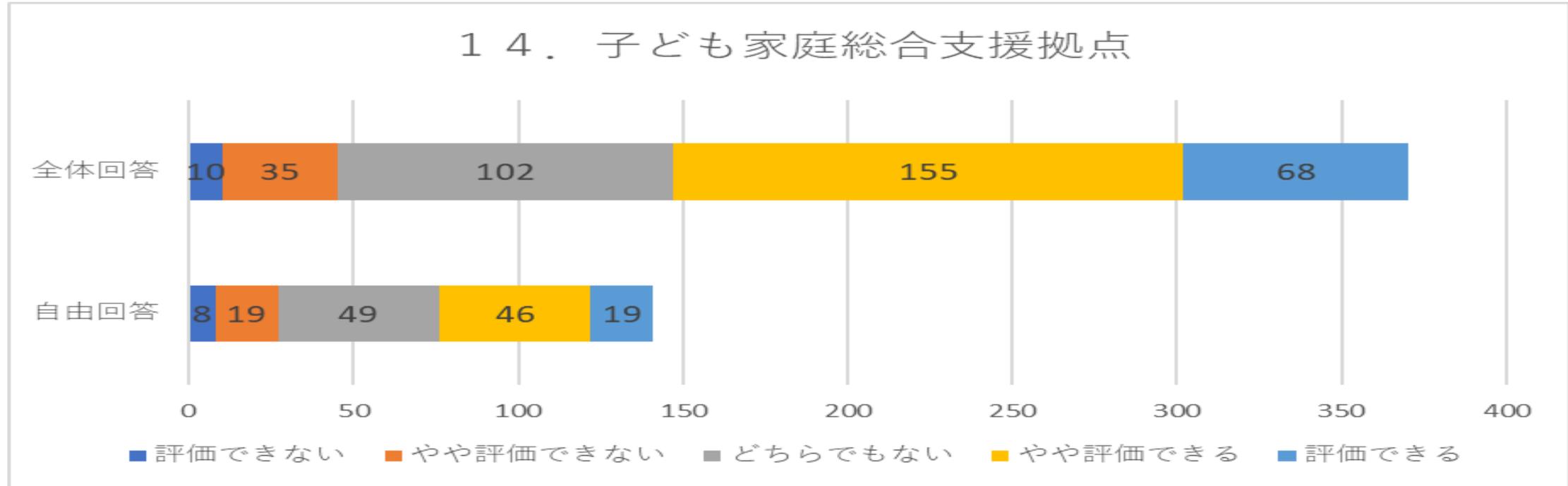
2016年の児童福祉法の改正により、もっとも身近な市区町村において、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担う、ソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点の整備を努力義務とし、2022年までに国は全国の市区町村に設置するとの方針ですが、このような動向について評価を問うものです。なお、児童人口規模に応じて5類型に分かれ、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員等の配置基準が示されており、児童虐待対応件数に応じた虐待対応専門員の上乗せ配置を標準としています。



質問項目の5段階評価の平均値は、設問20中で全体の15番目の高さで、比較的肯定的評価が低い

14. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置について

回答の特徴



- 全回答の中では、評価点4，5を合わせると60.1%と6割であり、肯定的評価が高いとは言えない。
- 371人中、145人が自由記載をしていた。
- 全回答は評価点1が2.7%、評価点5は18.3%。自由記載はそれぞれ5.5%、13.1%と自由記載の方が評価の低い傾向にあった。

14. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置について

《自由記述》

【評価4もしくは5の回答より(60.3%)】

- 地域差が顕著。
- 上からの指導でなく、あたたかい支援のできるスタッフを養成すれば、虐待はずいぶん予防できると思われ、虐待予防の最前線だと思う。
- 様々な専門職が市区町村にいることは心強い、人材が集まるのかの懸念。
- 少なくとも社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、看護師、保健師等の資格を有する職員を配置するように配置基準を定めることが必要。

【評価1もしくは2の回答より(12.2%)】

- 本腰を入れて拠点を作れる自治体は良いが、家庭児童相談室の看板のすげ替えになっているところが多いように思う。根本的に支援ができる拠点づくりを国が示唆すべきだったと思う。
- 児童福祉に熟知した人材確保が必要。複数配置が望まれる。
- 人口規模で分けられているが、人口が多い自治体には配置基準が少なすぎる。
- まだ始まったばかりなので仕方ないと思うが、専門性やアセスメント力に疑問を感じる。

地域の支援や専門職配置の期待がある一方で、実際に機能するかの疑問や地域差の課題が指摘されている

**日本子ども虐待防止学会
第27回学術集会かながわ大会
COI開示**

発表者：野田正人（立命館大学）

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

学校領域の特徴として

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き文部科学省令和2年6月改訂版から

- 学校として通告すべきと判断した場合、通告は概ね、市町村（虐待対応担当課）または児童相談所のいずれかに対して行います。通告の判断に迷った場合や緊急でない場合は、市町村（虐待対応担当課）に連絡することになりますが、①～④に該当するような重篤と思われる場合は児童相談所に通告しましょう。
- その他は、市町村（虐待対応担当課）に通告しましょう。どこに通告したらよいか迷う場合は、一旦、市町村（虐待対応担当課）に相談してください。

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

警察への通報

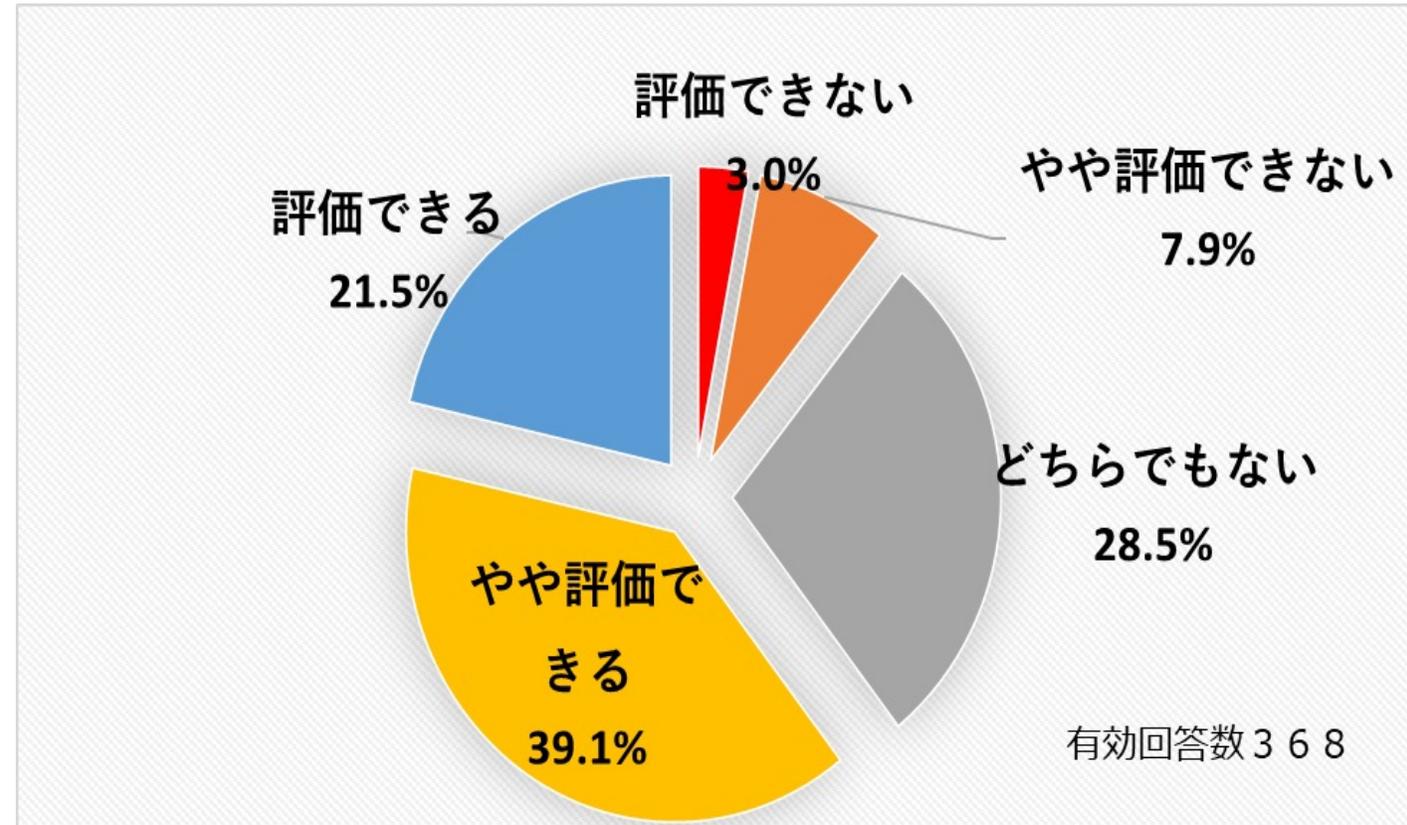
- 児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告するほか、以下の①～④の場合については警察にも通報するようにしてください。

【警察に通報する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

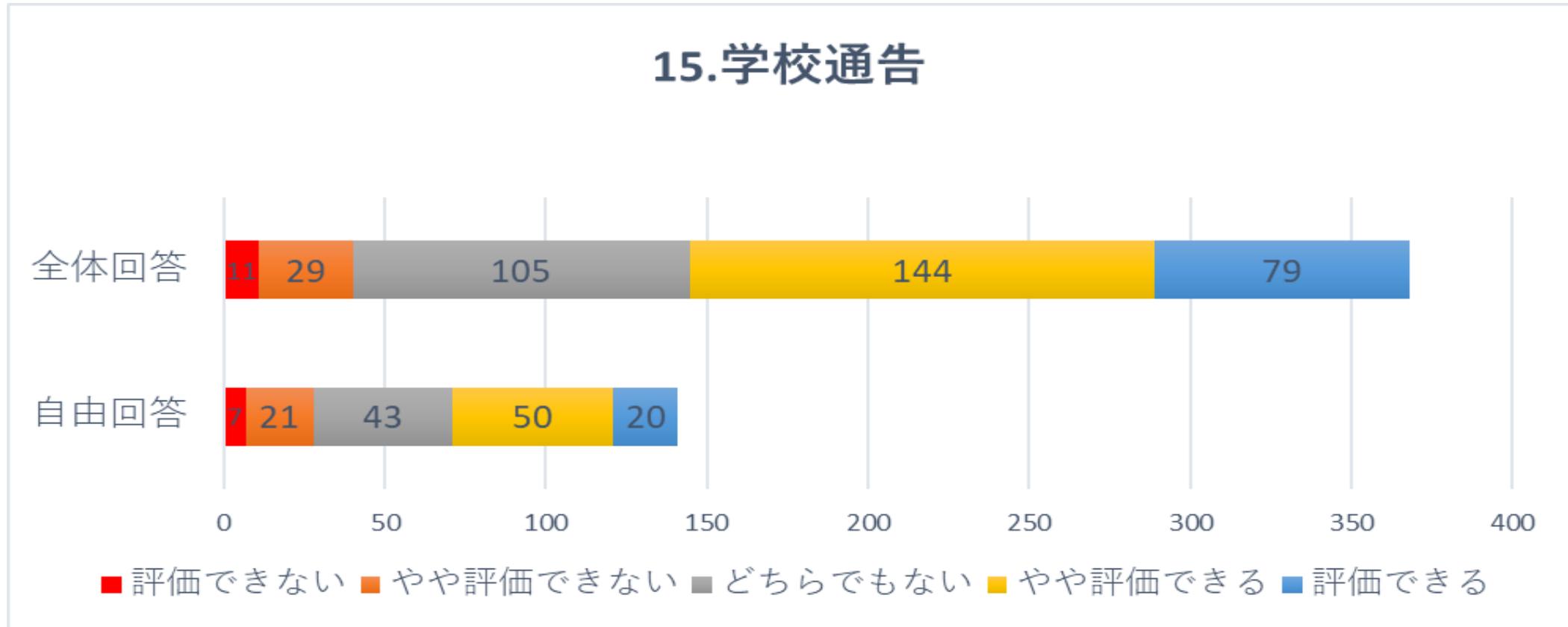
15. 学校が行う通告や情報提供に関する体制について、どのように評価されますか？

文部科学省から、2019年5月に「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（2020年6月改訂）、2020年1月に「学校現場における虐待防止に関する研修教材」などが示され、遅滞のない積極的な通告や情報提供が求められていることについての評価を問うものです。



評価できる、やや評価できるの合計は、60.6%であった。評価できない、やや評価できないは10.9%を占めた。

回答状況 15で回答したうちの自由回答状況



教員に新たな何かを加えるのは無茶で、心理・SSWなどの専門職の配置などを進めることが優先
「情報提供」とか「通告元言わないで」等という学校が相変わらず多い。
研修も形骸化、儀礼化しており、積み上げが見られない。全く機能していない。

自由回答 特にSSWと教師

【SSW】

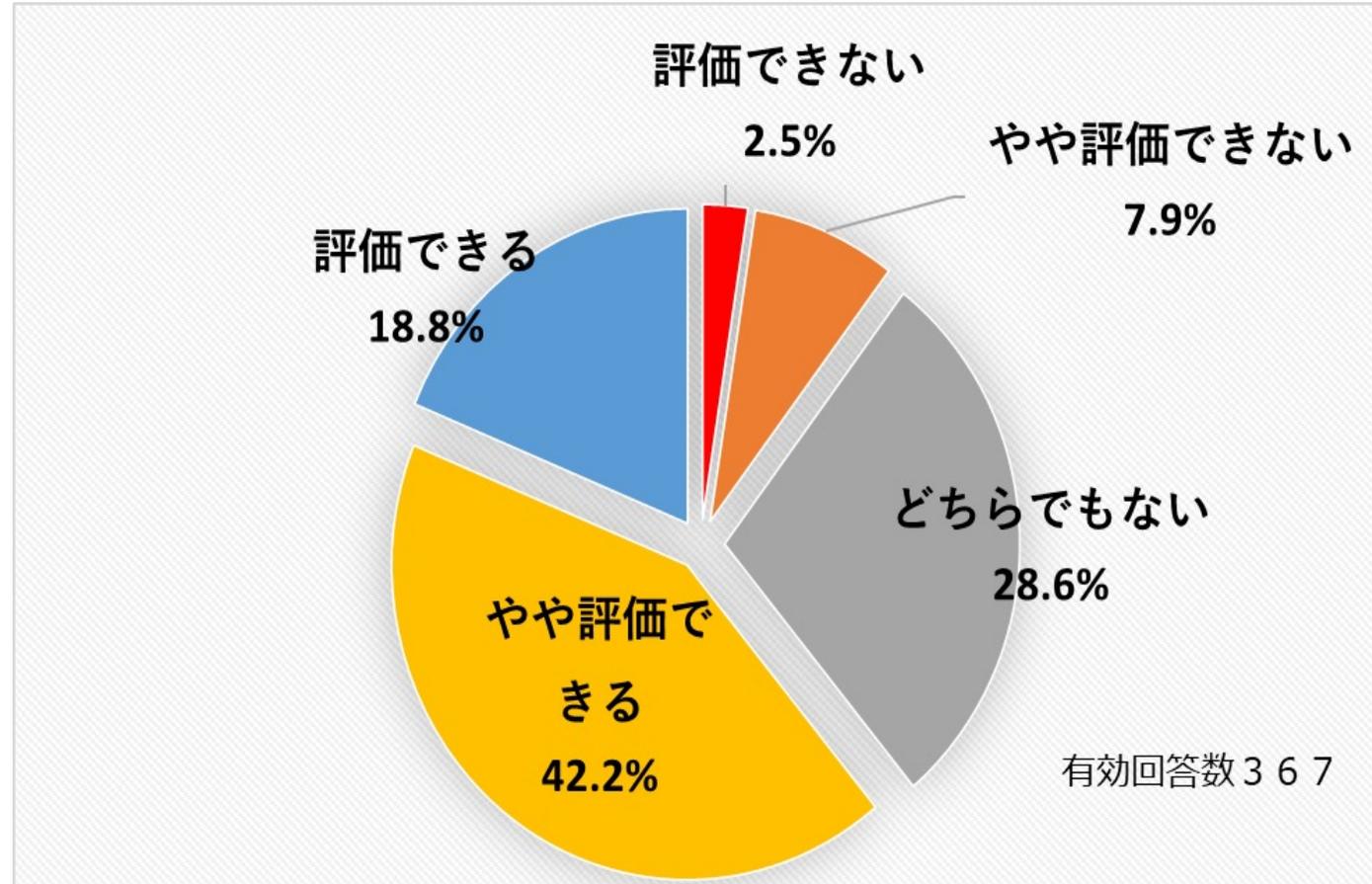
- 管理職、生徒指導担当などを始め、虐待に対する感度が高くなってきている。児相と学校と、双方向の情報共有・現状把握ができるようになるとうい。
- 通告義務があることは皆知っているが、通告後、子どもが保護されないうで帰宅したとか、かえって保護者との関係が悪くなって困ったといった実情あり、児童相談所への不信不満がある。児相への「誤解」を解くことが必要。

【教師】

- 学校は、保護者との関係性から学校組織の立場を優先し、報告を遅らせたりしないことがある。
- 手引き書や研修教材の配布と、現場で生かされることとは別の問題。
- 研修教材があることを知らなかった。周知が必要である。
- 管理職が窓口になるため、管理職の研修をお願いしたい。

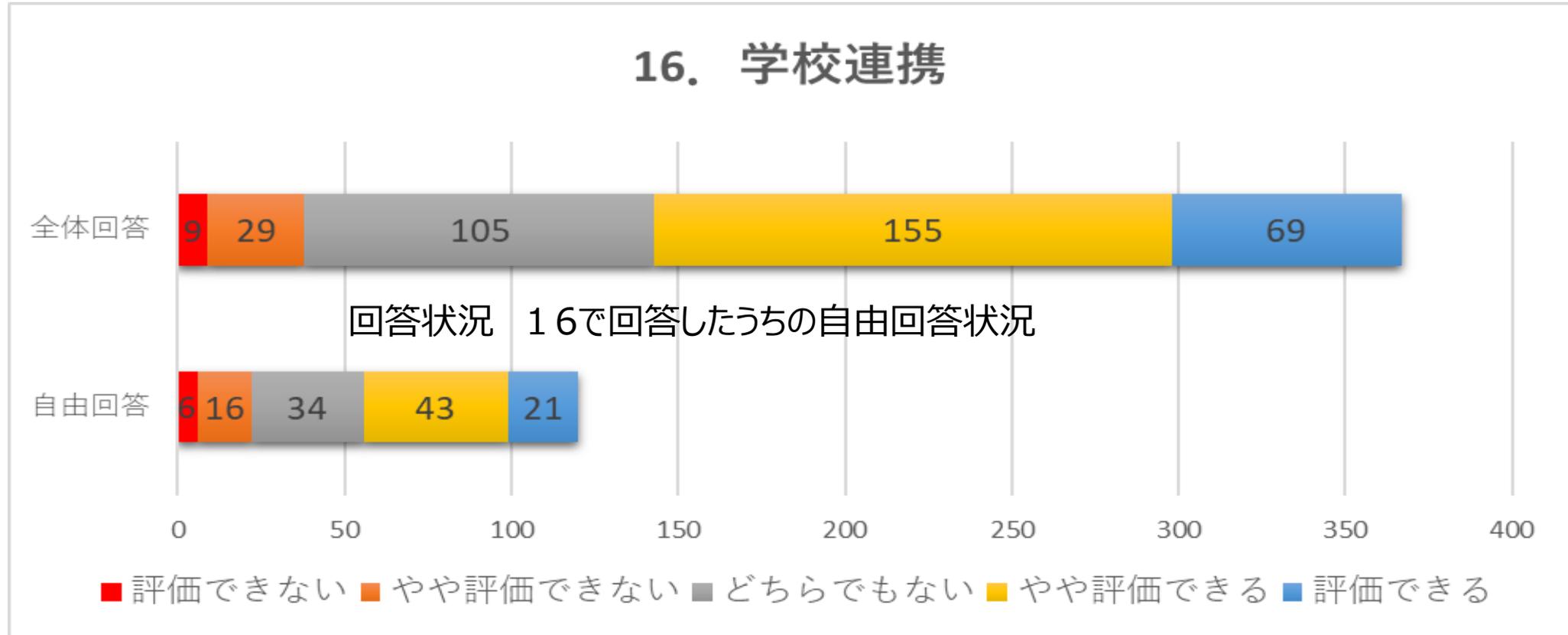
16. 学校、教育委員会等と市町村・児童相談所との支援段階における連携体制強化策について、どのように評価されますか？

内閣府、厚生労働省、文部科学省合同で、2019年2月に「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」や「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」などの通知が出されています。このような体制下において学校はさまざまな支援を行うことが求められるようになっていますが、このような動向について評価を問うものです。



評価できる、やや評価できるの合計は、61.0%、どちらでもないが28.6%を占めた。

回答状況 16で回答したうちの自由回答状況



教育との連携はとても重要、教員の負担を減らし、教員以外の職員が配置される必要がある。定期的な情報提供は、もはやアリバイのため。手間がかかるだけで効果なし。通知があることすら、知られていない状況。

自由回答 特にSSWと教師

【SSW】

- 大切なことですし、有効だと思いますが、学校の教員への負担が大きい。SSW等も配置校へ行くのは週1回程度で、教員の負担をSSWが引き受けることもできずもどかしい。
- 児相は学校に情報を求めてくるばかりで、児相が持っている情報の開示は不十分だと学校から聞く。児童の心理判定や社会診断の結果、保護者へのアセスメント結果など、一定の範囲で学校にもっと知らせてもらいたい。学校から児相は雲の上のブラックボックスに見える。とくに通告後や一時保護後に情報がほしい。戻って受け入れるのは学校だから。

【教員】

- 学校は、保護者との関係性から学校組織の立場を優先させ、子どもが親から虐待を受けていても、その報告を遅らせたりしないことがある。
- 手引き書や研修教材を配布することと、それが実際に教育現場で生かされることとは別。

日本子ども虐待防止学会 第27回学術集会かながわ大会 COI開示

発表者：武藤 素明

(二葉学園・二葉むさしが丘学園 統括施設長)

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

日本虐待防止学会制度アンケート結果から

児童養護施設等の小規模化・地域分散化について

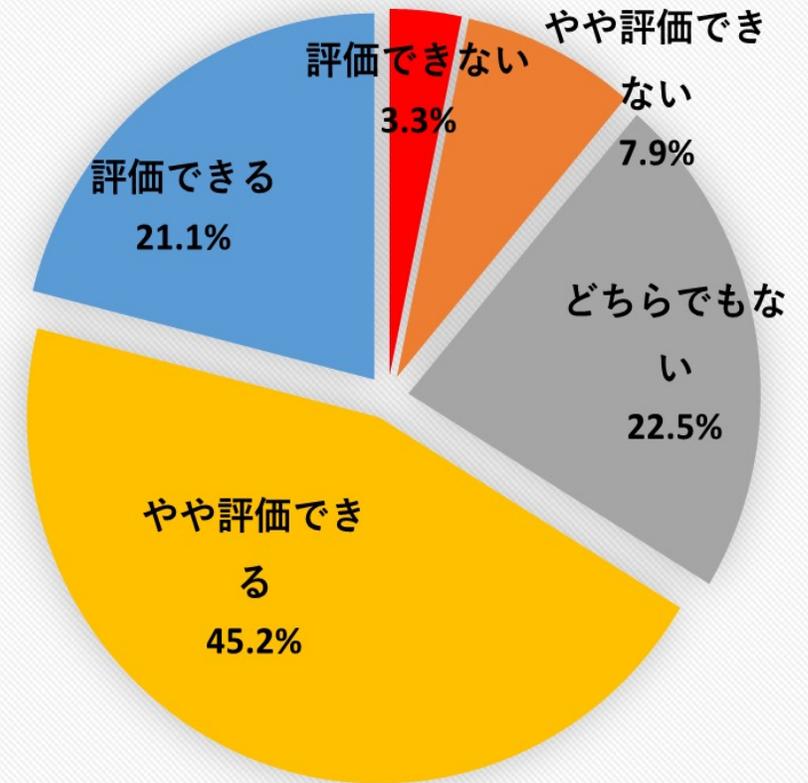
19. 児童養護施設等の小規模化・地域分散化について、どのように評価されますか？

(1) テーマの全体的評価について

・児童養護施設等児童福祉施設の小規模化および地域分散化の課題について、児童虐待の受け皿としての児童養護施設等を小規模化および地域分散化していく方向については「評価できる」「やや評価できる」を合わせると66.3%が肯定的な回答を得た。

・肯定的な回答をした意見としては多くの意見を総合すると「児童ひとり一人に丁寧且つ家庭的で地域との密接な関係において子どもの生活スキルや人間関係を築く力を養う養育環境を保障するためには、児童養護施設等を小規模化及び地域分散化していく方向性は評価できる」との自由回答を得た。

19. 児童養護施設の小規模化・地域分散化



○「評価できる」「やや評価できる」を合わせて、66.3%と約6割以上を積極的評価が占めている。

(2) 否定的な回答について

○「評価できない」「やや評価できない」を合わせて、11.2%と約1割が消極的な評価が占めている。

- 消極的評価や反対意見として少数ではあったが自由記述（意見）として次の通りである。
 - ①小規模化・地域分散化は職員がバーンアウトして崩壊してしまう政策である。
 - ②職員課題等について十分な対策が講じられておらず人材確保が困難なので時期尚早。
 - ③家庭的であることにこだわらず、専門的養育の場として施設をとらえるべき。
 - ④とくに地域分散化しなければいけないという意味や必要性が理解できない。
 - ⑤本来は里親が原則、通勤交代制のグループホームは家庭的と言えるのか。
 - ⑥安易な小規模化・地域分散化は現実的には社会的孤立を招くことになるのでは。

(3)自由記述から（貴重なご意見として）

- ①小規模であるがゆえに逃げ場が無くなって逆に不安定になってしまう場合があり、そこへの配慮や取り組みが必要。
- ②小規模化・地域分散化は、どうしても閉鎖的になりがちで問題が見えにくくなってしまいうので、社会化や透明化や風通りの良い環境やシステムづくりが必要である。
- ③現在でも体罰や性加害を含めた事故等が散見され、そこへの対策が講じられるべき。
- ④小規模化及び地域分散化は地域ぐるみで子どもを育てる意識と施設・地域・行政等の連携の中での養育環境づくりが重要。
- ⑤地域の応援協力体制の構築の必要性
- ⑥小規模化及び地域分散化は施設長や管理運営者の資質や能力、さらにはスーパービジョンや連携課題が今以上に必要。
- ⑦小規模化、地域分散化に必要な職員のスキルや資質の向上策や研修の充実と強化策が重要。

- ⑧小規模化・地域分散化を進めようというところとそうでないところの地域格差や施設間格差が生じているので、どこの地域でも恩恵を享受出来るようにするべき。
- ⑨小規模化、地域分散化については何といたってもスタッフの多様性、経験性、豊富な知識が必要。
- ⑩課題の大きい児童は複数のスタッフ対応が求められる。中規模と小規模・地域分散化の良い点をハイブリッドした形で進めることが必要。
- ⑪地域分散化していくのであれば本園は専門性の高い機能を持つ必要性がある。
- ⑫施設の小規模化、地域分散化だけの取り組みではなく、地域においてファミリーホームや里親なども含めて一体としてサポート出来る仕組みづくりが必要。
- ⑬大舎か小舎か地域分散化か里親かの議論ではなく、養育や機能の連続性が保障されているかが最も重要。

など、施設の小規模化や地域分散化についての条件整備や配慮点について、とても貴重な意見が寄せられている。

まとめとして

- 現在、児童養護施設等には親等から虐待を受けて入所する児童が多く、それらの児童に対して十分な心のケアと安定的な生活や必要な教育及び自立支援を受けられる環境保障が必要であることは言うまでもない。児童養護施設等は戦後、大舎制を基調として設立された児童養護施設が多く、近年、入所児童の変化とともに個別的なニーズに応えやすくより丁寧な支援が出来やすい生活単位の小規模化や地域分散化の方向に舵を切りながらその改革に努めてきたところである。
- 現在、都道府県において、国の方向性にそって「都道府県推進計画」を立案し、里親委託及び施設の小規模化・地域分散化の計画が地域の実情に応じての計画が推し進められている。しかし、施設の小規模化や地域分散化の推進策が施設側からの主体的変革に対する姿勢に至っていない面や経緯もあり、現実には飛躍的な進展には至っていない。
- 今回のアンケートの回答にもあるとおり、小規模化、地域分散化はメリットがあるがデメリットになりやすい部分もあり、そのデメリットの解消法や対策を十分に講じながらその実現に向けての取り組みを進めなければならない。
- 課題山積ではあるが、子どもの最善の利益が追求できるための施設の小規模化及び地域分散化への着実な現場実践の向上策とそのため様々な制度整備に今後も努めていきたいと考える。

日本虐待防止学会制度アンケート結果から

児童養護施設等の多機能化、高機能化について

20. 児童養護施設等の多機能化・高機能化について、どのように評価されますか？

1. 全体的評価について

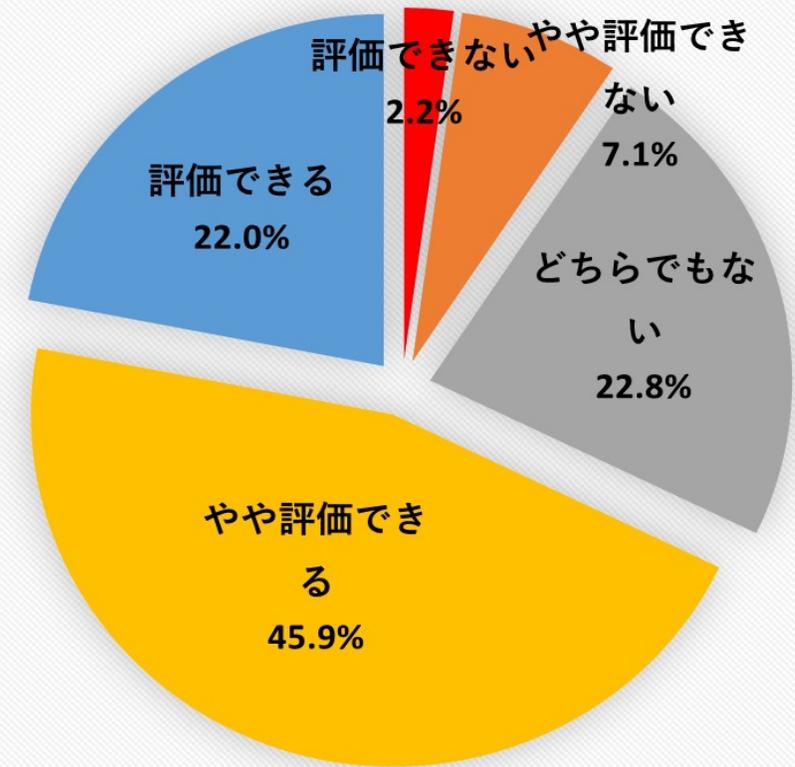
①肯定的な意見として

「現在の児童養護施設等は被虐待理由にて入所する児童が多く専門的アプローチが出来るようになるためにも多機能化、高機能化の方向は必要である。」「しだいに支援困難な児童の入所も多くなっている現状から高機能化しないと難しい現実もある。」「一時保護機能、自立支援機能、アフターケア機能、家庭支援機能、里親支援機能等を充実させることは現実的にニーズが高くそのニーズに応えるためにも重要」

「施設が見相からの措置児童だけを見る時代は終わって、子どもの最善を考えると、虐待の予防から早期発見早期対応まで包括的継続的な機能に転換するべきである」

「施設も今求められる機能へ時代とともに転換や変革をしていくべきであろう」と多機能化及び高機能化の方向性について肯定的な意見が多かった。

20.児童養護施設等の多機能化・高機能化



○多機能化、高機能化については「評価できる」「やや評価できる」を合わせると67.9%が積極的かつ肯定的な受け止め方をしている。

(2) 消極的かつ否定的な回答から（自由記述から）

○「評価できない」「やや評価できない」を合わせて、9.3%と1割ほどの消極的かつ否定的な回答を得た。

- ①これもあれもと児童養護施設に負担させても職員の数や資質問題等で機能しないのではないか。
- ②施設の高機能化、多機能化は結果的に施設処遇の養育の質の低下につながるのではないか。
- ③入所児童の安全感、安心感の点からすると心配がある。
- ④施設に対応の難しい子を集めることになってしまい支援がますます困難になってしまわないか。
- ⑤目の前の子どものケアでも手一杯なのに、さらなる機能を負わせるのは酷である。
- ⑥今居る子どもたちの支援も不十分なところがあるのに、この上に機能を重ねていくことに疑問。
- ⑦理想や方向性を示しても絵に描いた餅となってしまうのでは。
- ⑧理念なき多機能化・高機能化はただ迷走を生むのでは。
- ⑨施設側の意識変革が必要だが意識変革が進んでいないので難しいのでは。
- ⑩現実的にはこの方向性と現実との大きな乖離がある。
- ⑪家族支援は基本的には児相が担うべきであり施設が担うのはおかしい。

(3)自由記述から（多機能化・高機能化への条件整備など）

- ①多機能化すれば職員の仕事量は膨大になり、そこへの配慮が必要である。
- ②スタッフの育成とフォロー体制の確立無しには難しい。
- ③スタッフの専門性に応えられる給与等の高待遇も必要、善意だけではプロ意識は育たない。
- ④現状の予算で多機能化・高機能化の実現は難しい。人・モノ・カネの支援の充実を図るべき。
- ⑤この方向を目指すのであれば国がもっと予算を付けて、専門性を向上させるための研修制度やシステムを作るべき。
- ⑥多機能、高機能について実施しているところにおいて専門性が担保できているか検証が必要。
- ⑦専門職の資格要件等について充実化が図られるべき。
- ⑧専門性についても言葉だけが独り歩きして何をもって専門性というのか不統一であり、倫理観についてもばらつきがある現状では難しいのでは。
- ⑨専門家を確保することが難しい。その対策なしに多機能化・高機能化は難しい。

- ⑩方向性は評価できるが、実態が追い付いていない。
- ⑪施設の生き残り策としての多機能化・高機能化ではなく進めるべきである。
- ⑫心理治療施設や児童自立支援施設のあり方が明示されておらず、国は早急に方向性を出すべき。
- ⑬社会的養護関連施設において垣根を越えた支援の仕組みづくりが必要。
- ⑭多機能化で一つの施設が何でも出来ますではなく、特色を出した取り組み化が必要。
- ⑮施設間格差や地域間格差につながらないか、現実的にも施設ごとの力量差が顕著になってきている。
- ⑯児童養護施設等の職員は若い人が多く、多機能化や高機能化が出来るのか心配である。
- ⑰小規模化・分散化と高機能化・多機能化は同時並行して出来るのか？
などなどの意見が寄せられている。

まとめとして

- ・「施設の施設の多機能化、高機能化」についての方向性について全体的意見としては積極的かつ肯定的なご意見が多かった。しかし、最も多かった意見としては「条件付き賛成意見」である。

- ・施設での多機能化・高機能化を実現させるためには、今回アンケートでいただいた貴重な意見にあるように、進めるにあたっての留意点や注意点を、施設運営や法人運営等においてどう具体化していくのかについて考慮し、現場実践の中での具現化が求められているといえる。

- ・虐待の予防から早期発見早期対応まで包括的継続的な機能をより身近な自治体において充実させていくことが最重要課題であり、これまでも自立支援、家庭支援、地域支援等の役割を担ってきた児童養護施設等がこれまで培ってきた専門性や経験をより充実・発展させ、その期待に応えていくことは重要なことであると考えます。

- ・また、「小規模化、地域分散化の課題」と同様に一施設・法人だけで解決できる課題でもなく、国全体として、また各都道府県において、現場の意見を十分聞きながら、制度改善や予算措置など含めて整備していくことが、今まさに求められていると言える。